

厚生経済常任委員会会議録

令和6年9月12日（木）

令和6年9月12日（木）午前10時から厚生経済常任委員会を第一委員会室に招集した。

- 出席した委員は、次のとおりである。

委員長 中村 勝彦 副委員長 矢崎 友規
委 員 日向 正 岡部 紀久雄 小林 真理子
 小野 公秀 佐藤 浩美 萩原 哲也

- 欠席した委員

なし

- 委員以外で出席した者は、次のとおりである。

議長 平塚 悟

- 説明のため出席した者は、次のとおりである。

政策秘書課長	前田 政彦	総務課長	手塚 秀司
財政課長	田口 俊	市民課長	土橋 美和
環境課長	坂本 豊	福祉総合支援課長	志村 裕喜
子育て支援課長	矢口 成彦	介護支援課長	町田 享子
健康増進課長	武藤 陽子	観光商工課長	廣瀬 仁
農林振興課長	丹澤 英樹	建設課長	野田 一寿
上下水道課長	杣野 栄		
政策秘書課	廣瀬 亮	総務課	樋口 透
市民課	松沢 則子	環境課	森 一幸 中村 俊彦
福祉総合支援課	河村 敬	磯谷 多恵	小倉 真
子育て支援課	向山 映子	介護支援課	雨宮 久美子
健康増進課	土屋 和生		
観光商工課	奥山 清 金子 猛 武藤 剛		
農林振興課	有賀 博 八巻 一也 石原 久誠		
上下水道課	加々美 裕 保坂 佳正		

- 職務のため出席した者は、次のとおりである。

書記 清雲 敬祐 菊嶋 大地

- 会議に付された案件は、次のとおりである。

議案第52号 甲州市重度心身障害者医療費助成金支給条例及び甲州市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について

議案第53号 甲州市財政調整基金条例の一部を改正する条例制定について

議案第55号 甲州市ひとり親家庭医療費助成金支給条例の一部を改正する条例制定について

議案第57号 甲州市営定住促進住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例制定について

〔開会 午前10時00分〕

- 委員長（中村勝彦君） 初めに、議会広報編集委員会から撮影の申出があり、これを許可しておりますので、ご承知おきください。

ただいまの出席委員8人、定足数に達しておりますので、厚生経済常任委員会を開会いたします。

議長挨拶

- 委員長（中村勝彦君） 議長が見えておりますので、挨拶を受けます。

- 議長（平塚 悟君） 改めまして、おはようございます。

議員各位、それから当局の職員の皆様には、連日の会議、大変お疲れさまでございます。そしてまた、なかなか9月も半ばに差しかかってきましたけれども、外は非常に暑く、今日も猛暑日になるというような予報も出ております。塩むすび広場のシャインマスカット、ちょうど1階で今、配布をされております。多くの市民の方に少しでも、多くの方に味わっていただければと思いますので、訪れた方には広くご案内をしていただければと思った次第であります。

今日は、厚生経済常任委員会の条例案の審査ということで、慎重審査をお願いするとともに、先ほど中村委員長から委員会の所管に関する調査も、その他案件というのも非常に多いということでありますので、そちらの調査もですね、しっかりと充実した調査をよろしくお願い申し上げまして、一言ご挨拶といたします。よろしくお願いいたします。

- 委員長（中村勝彦君） ありがとうございます。
-

開 議

- 委員長（中村勝彦君）　これから本日の会議を開きます。

本日の議題につきましては、8月28日の本会議において、当委員会に審査を付託された条例案4件の審査をお願いいたします。

なお、審査終了後のその他の件につきましては、事前に質問をいただいておりますが、追加の質問がある委員は、この後の最初の休憩中に委員長へ申出をお願いいたします。

議案第52号

- 委員長（中村勝彦君）　まず、議案第52号　甲州市重度心身障害者医療費助成金支給条例及び甲州市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。
当局の説明を求めます。

（当局説明）

- 委員長（中村勝彦君）　説明は終わりました。

これより質疑を行います。

佐藤委員。

- 委員（佐藤浩美君）　これは、保険証とマイナンバーカードの一体化に伴う、それと同じようなものだと思うんですけども、重度心身障害者医療費助成……、とにかく確認する保険証の定義を電子資格の確認等によりというふうになっているんですね。ということはあるですか、普通の保険証の場合は、12月2日以降も1年間は今の保険証は使える、その後は資格確認書というもので、マイナ保険証でなくても医療が受けられるということなんだけれども、重度心身障害者の場合は電子資格でないと、確認でないと駄目ということになるわけですか。

- 委員長（中村勝彦君）　志村福祉総合支援課長。

- 福祉総合支援課長（志村裕喜君）　お答えをいたします。

保険証がなくなるということは、委員のおっしゃられたとおりでございまして、重度心身障害者医療費助成金の支給に関しては、今現在は健康保険の被保険者証と重度心身障害者の受給者証を併せて提示をしていただいておりますけれども、12月2日以降はマイナンバーカードにひもづけされた保険証か、もしくは先ほど委員がおっしゃられた1年間有効の保険証、または各保険者が出す資格確認書を提示すれば、12月2日以降は大丈夫というように変わる形になります。

- 委員長（中村勝彦君） 佐藤委員。
- 委員（佐藤浩美君） すみません、ではこれまでも普通の被保険者証と重度心身障害者の受給者証を両方出していた。それが、こちらは今までどおりで、こちらは電子資格確認ということになる、そうではなくて、今までと同じ、どおりですか。
- 委員長（中村勝彦君） 志村福祉総合支援課長。
- 福祉総合支援課長（志村裕喜君） お答えいたします。

マイナンバーカードにひもづけされた被保険者証をお持ちの方は、資格確認証を読み込むカードリーダーがあるので、それで読み込んでもらう。そのマイナンバーカードがない方は、被保険者証か資格確認書で大丈夫なので、今までどおりほぼ使えるという形になります。

すみません、追加でちょっと説明させていただきますと、新旧対照表がございまして、その中に改正後案のところにアンダーラインが引いてある、規定による電子資格確認等によりの「等」が、1年間有効の保険証か資格確認書が対象になりますので、それをお持ちの方は、それを示してもらえれば窓口のほうでオーケーになるという形になります。

- 委員長（中村勝彦君） 佐藤委員。
- 委員（佐藤浩美君） 分かりました。その「等」のところに含まれているというふうに解釈していいわけですね。分かりました。
- 委員長（中村勝彦君） 小林委員。
- 委員（小林真理子君） どちらも資格確認書というのが大変重要に、マイナンバーカードとひもづけておけばいいんですけども、ひもづけていない方にとっては、確認証が大変重要なものになってくると思うんですが、もうあらかじめちょっとこういう形で作るというのはできたんですか、どちらも。
- 委員長（中村勝彦君） 土橋市民課長。
- 市民課長（土橋美和君） お答えいたします。

資格確認書の件名には、現在の被保険者証と同様の内容が盛り込まれますので、ほぼ同じ仕様になると思われます。

- 委員長（中村勝彦君） 小林委員。
- 委員（小林真理子君） こちらの文言にもある虚偽の届出をした場合というものもあるので、ちょっと心配というか、そういうところもある……、自分で複製してしまうとか、そういうことはできないような仕様にはなっているということですね。分かりま

した。

- 委員長（中村勝彦君） ほかにございますか。

岡部委員。

- 委員（岡部紀久雄君） 今いろいろ質問でお伺いしたのですが、基本的に今回のこの重度心身障害者医療費の助成で対象になる方はどのぐらいいるのでしょうか。

- 委員長（中村勝彦君） 志村福祉総合支援課長。

- 福祉総合支援課長（志村裕喜君） お答えをいたします。

おおよそ1,200人弱でございます。

- 委員（岡部紀久雄君） ありがとうございます。1,200人ですか。

- 委員長（中村勝彦君） ほかに質疑はございませんか。

（発言する者なし）

- 委員長（中村勝彦君） 議案第52号についての質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。議案第52号については、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- 委員長（中村勝彦君） ご異議がないので、さよう決しました。

議案第53号

- 委員長（中村勝彦君） 次に、議案第53号 甲州市財政調整基金条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

（当局説明）

- 委員長（中村勝彦君） 説明は終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はございませんでしょうか。

（発言する者なし）

- 委員長（中村勝彦君） 議案第53号についての質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。議案第53号については、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- 委員長（中村勝彦君） ご異議がないので、さよう決しました。
-

議案第55号

- 委員長（中村勝彦君） 次に、議案第55号 甲州市ひとり親家庭医療費助成金支給条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

（当局説明）

- 委員長（中村勝彦君） 説明は終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

（発言する者なし）

- 委員長（中村勝彦君） 議案第55号についての質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。議案第55号については、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- 委員長（中村勝彦君） ご異議がないので、さよう決しました。
-

議案第57号

- 委員長（中村勝彦君） 次に、議案第57号 甲州市営定住促進住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

（当局説明）

- 委員長（中村勝彦君） 説明は終わりました。

これより質疑を行います。

小林委員。

- 委員（小林真理子君） どちらのこの市営住宅を対象とするのかというのと、あと、現在の入居率を確認したいんですが、お願いします。

- 委員長（中村勝彦君） 野田建設課長。

- 建設課長（野田一寿君） 委員の質問にお答えいたします。

まず、定住促進住宅でございますので、市内3か所、松里住宅、赤尾住宅、勝沼住宅、

以上の3棟になります。

また、それぞれの入居率につきましては、松里住宅が80戸に対して現在20戸ですので、入居率が25%、赤尾住宅につきましても80戸に対し57戸、入居率は現在71.3%、勝沼につきましては同じく80戸に対して46戸入っていますので、入居率は57.5%となります。

以上です。

- 委員長（中村勝彦君） 小林委員。
- 委員（小林真理子君） すみません、補正のほうでは6戸分と出ているので、これ2戸ずつの予定ですか。
- 委員長（中村勝彦君） 野田建設課長。
- 建設課長（野田一寿君） 答えいたします。

今のご質問のとおり各それぞれを2戸ずつ予定しておりますので、今議会のほうに上程を6戸とさせていただいております。

- 委員長（中村勝彦君） 小林委員。
- 委員（小林真理子君） 入居率、ありがとうございます。

赤尾は71.3%ということであれば、松里や勝沼に集中してもいいのではないかなと思うんですが、2、2、2としていく理由というのは何かあるんですか。

- 委員長（中村勝彦君） 野田建設課長。
- 建設課長（野田一寿君） 答えいたします。

それぞれ3つの定住促進住宅を今運用しております。今のところの読みとしましては、塩山地域からの相談というのはやはり多いのですが、一応補正といたしましては、どこにも対応できるという考えのもと、今のところ2戸ずつという形で補正予算のほうは上程をさせていただきました。

- 委員長（中村勝彦君） 小林委員。
- 委員（小林真理子君） あとは補正で伺いたいと思います。

それと、赤尾の定住促進住宅にちょっと私も友達がどうしても、山梨市から移住してきて、定住促進住宅に住みたいといったときに、ちょっと赤尾のほうはいっぱいだからといって断られてしまったという事例があって、でも、入居率が低いということで今回こういう条例改正をするということなんです、社会福祉法人とか農業法人というのがこの概要の説明に出てきているんですが、もうどこかというのはあるんですか。こういうところを社宅として利用する予定であるというのは。

- 委員長（中村勝彦君） 野田建設課長。
- 建設課長（野田一寿君） お答えいたします。

今現在ですと、相談ということで、先ほど説明をさせていただきました。実際に今、ここへという話は、今のところはまだないです。ただ、こういった相談件数が多いということと、それからそういった今までの定住促進住宅の入居率の向上というところで、一つこれを結びつけて、今後の入居率拡大に努めたいという考えてございます。

- 委員長（中村勝彦君） 小林委員。
- 委員（小林真理子君） 入居率の問題で、先ほどの私の知り合いの問題も、ちょっとどうして、100%と聞いたことはなかったの、何で断られたのかちょっと分からないというところがあるんです。その方が聞いたところによると、ちょっともうこちらにお勤めの方が結構住んでいて、赤尾のほうはという状況になっていますということを聞いたので、もう現在もちょっと社宅みたいに、何ていうんでしょう、その方々が住所を移されて本人たちが住んでいるんでしょうけれども、もう社宅みたいな形で利用している状況ですか、特に赤尾のほうは。
- 委員長（中村勝彦君） 野田建設課長。
- 建設課長（野田一寿君） お答えいたします。

まず、社宅として扱うという形に絞りますので、以前からの方に対しましては、入る方が申込みという形で入居されていると思われます。ですから、今後、社宅という表現に改めますので、いわゆる入居者本人が入るという解釈ではなく、会社として、社宅としてという位置づけになりますので。例えば会社上の経理の問題とか、そういったところへ今後は社宅扱いができれば、会社の経理上も有利なことが十分可能と考えておりますので、その定義としております。

また、先ほど言った100%というのはちょっと確認が取れませんので。ただ、多分、表現としては、その当時、100%というよりは、入居に対しての今まだ空き部屋、それから入る場合には、うちのほうでクリーニング、それからリフォーム等かけますので、そういった手続が本人が望む、例えば来月入りたい、今月入りたいといったときに、ちょっとまだそこまで時間が、1か月、2か月はかかりますという中で、多分100%ということが出たのではなかろうかなと、推測ではございますが、そのように思っております。

以上です。

- 委員長（中村勝彦君） 佐藤委員。

- 委員（佐藤浩美君） 私も補正のほうで聞こうかなと思っていたんです、関連で。

ここに社会福祉法人、農業生産法人というふうにあるんですけれども、一般の企業とい
いますか、そういうところに対してはどのような対応になるのでしょうか。

- 委員長（中村勝彦君） 野田建設課長。

- 建設課長（野田一寿君） お答えいたします。

こちらに書いてあるのは、そういった相談等があるということの例の中で記載をさせて
いただきました。当然、一般の会社、企業等も全て含まれますので、そちらは問題ない
と思っております。

- 委員長（中村勝彦君） 佐藤委員。

- 委員（佐藤浩美君） 入居率を上げるということと、やはりそういうニーズに対して市
が応えていくということではとても必要なことだと思いますし、あと実際、赤尾なんか
は社会福祉法人の方なのかな、外国籍の方もかなりご利用というふうに伺っていますし、
そういう中で協力できることを市のほうでも関わっていければいいと思ひまして、この
条例はこれで通していくと思うんですけれども、積極的にやっていただきたいと思ひま
す。

以上です。

- 委員長（中村勝彦君） 岡部委員。

- 委員（岡部紀久雄君） 今、ちょっと佐藤さんのほうからも質問に出たのですが、定住
促進住宅を社宅として使用することができる事業者という形の中で伺いするのですが、
市内でも既に事業を行って実績がある会社等は問題がないと思うわけですが、今からそ
の社員を例えば雇用促進住宅等に入れて、今から会社を運営すると。要するに家賃をも
らうのにそういう不安もあったりするわけですが、そういった事前にそういう、ここへ
外国人を連れてきて、ここで商売をするということが同時に始まるというようなときには、
ある程度、聞き取りの中で規制とかそういうものがあるのかどうかということと、
それから今、ご承知のとおり会社なんか資本金が500円でもなんでも会社という組織がで
きますよね。そうすると、不安な会社もあるし、ちゃんとやる会社もあるし、その辺は
一概にどうということは言えないわけですが、入ってから、今言ったように外国人がか
なり来ると思うんですよね。私の場合でも、やはり今、日本人の労働力がなくて外国人
というような形の中で、業者が外国の方がですが、そういった方を使うような予定があ
りますかとか、いろいろ問合せがある。だけれども、それについては、市内でやってい

る実績のあるところと実績のない会社があるのですが、その辺がちょっと私も不安だなということで、例えば紹介したときに、入ったけれども、会社のほうも、言葉がうまい言葉ではないですが、いいかげんな会社であったとかいえば、市のほうにも今度また迷惑もかかってくるから。その辺は、最終決定をするときにいろいろそちらのほうで聞き取り調査をやっていくというふうなことだと思いますが、その辺のちょっと注意事項とか、そんな考えていることを一言ちょっとお願いいたします。

- 委員長（中村勝彦君） 野田建設課長。
- 建設課長（野田一寿君） お答えいたします。

今のご質問あったとおりで、聞き取り、それから内容のほうにつきましては窓口で全て対応いたします。また、従前から当然行っていることですが、そういった外国人籍の方が入ってくる、当然今はもう入っております。そういった場合、やはり一番問題となってくるのは宗教上の問題とか、そういう日常の生活に対する日本人との違いといったことはよく説明をした上で、そういった活動等が妨げにならないでできるということと、それからまた、そういったそれぞれの定住促進住宅内におかれてやっている自治会とか、そういったものへの促し等は行っております。

また、会社等につきましても、社宅扱いという形で執り行いますので、当然、申請書類等のほうにそういった添付書類等を求めた上で対応していきますので、そういったことが起きないように最大限、注意、努力を払った中で対応していきたいと考えております。

- 委員長（中村勝彦君） ぜひ厳密な方法でやっていただきたいと思います。

それからもう一点、例えばさっきも話がありましたように松里とか勝沼とか、雇用促進住宅で空いているところを利用するのはいいんですが、1社が例えば制限で5か所までとか、そういう制限はあるわけでしょうか。その辺のところをお願いします。

- 委員長（中村勝彦君） 野田建設課長。
- 建設課長（野田一寿君） お答えいたします。

制限等はございません。ですので、例えば3つの定住促進住宅があった場合に、2つが勝沼とか2つが塩山とか、そういったことも十分対応できます。それぞれの事業所の場所に近いところとか、いろいろ生活に関してもそれぞれ3つの定住促進住宅、条件が違いますので、なるべく利用者のほうに寄り添った形の中で、ベストな場所を紹介できるように心がけていくつもりでございます。

- 委員長（中村勝彦君） 小林委員。

○ 委員（小林真理子君）　　ちょっと改正後のものを読んでいますと、入居、居住することが前提であると思うんですが、社宅なので。でも、社宅だからといって、事務所みたいにして使用することについて禁止事項みたいなものがないのですが、見受けられないのですが、そういうことは想定しないですか。

○ 委員長（中村勝彦君）　　野田建設課長。

○ 建設課長（野田一寿君）　　お答えいたします。

まずそもそも定住促進住宅、それから市営住宅含め生活をする住宅の安定した提供ということが大前提となっておりますので、いわゆる定住促進住宅内での事業的扱い等は、これはそもそもが最初から禁止されておりますので、住宅に供する者のみという解釈になります。

○ 委員長（中村勝彦君）　　小林委員。

○ 委員（小林真理子君）　　社宅となると、住所というのは、入居者は甲州市に移すのですか。

○ 委員長（中村勝彦君）　　野田建設課長。

○ 建設課長（野田一寿君）　　社宅扱いということになりますので、住民票はそちらのいずれかの定住促進住宅のほうへ住所も移していただきます。

○ 委員長（中村勝彦君）　　日向委員。

○ 委員（日向 正君）　　第23条の入居者等に関連することですが、親族以外の者を同居させるということで、市長の許可が要ることなんですけれども、親族の範囲、例えば、ないとは思いますが、同性婚のような場合、この条例から見ると、何かどうするのかというふうに思ってしまったのですが、その判断はどうですか。

○ 委員長（中村勝彦君）　　野田建設課長。

○ 建設課長（野田一寿君）　　お答えいたします。

定義といたしまして、社宅ということで、今回こちらのほうの改定という形になりますので、いわゆる同性婚とかということにつきましては、会社として、法人として契約を行いますので、そこに対しての規制とかそういったものは、この中では考えていないというよりも、想定はしておりません。

○ 委員長（中村勝彦君）　　日向委員。

○ 委員（日向 正君）　　そうすると、社宅だから、会社が責任を持つという意味ですね、今の話は。そうすると、その場合は市長が承認するという手続は要しないと、こういう

ことになりますか。社宅で、もう決着して、社宅に任せてあるから、今の答弁だと、もう全部そこには触れないよということだけでも、ここには市長の承諾が必要だと書いてあるんですけども、どうするんですか。

- 委員長（中村勝彦君） 野田建設課長。
- 建設課長（野田一寿君） お答えいたします。

本市におけるパートナーシップ宣誓制度等の届出があるかないかというところが一つの判断材料になると思いますが、そういったものがなければ、それは判断材料にならないと認識しております。

- 委員長（中村勝彦君） 野田建設課長、さっき23条もそうなんですけれども、5条の1のアと、5条の2のイですか、ここの表現もちょっと違うんですね。5条の1のアは、事実上婚姻関係と同様の事情にある者は、その他の規則で定める者を含むということなんですけれども、5条の2のイは親族に限るということになっていますので、どちらが優先されていくのか分からないですけれども、先ほど日向委員が言われたところ、もう一度精査して答弁いただきたいと思います。

休憩いたします。

休憩 午前10時38分

再開 午前10時50分

- 委員長（中村勝彦君） では、再開いたします。

野田建設課長。

- 建設課長（野田一寿君） まず先ほどの発言の中で訂正をさせていただきます。同性婚という表現を使いましたが、こちらのほうは訂正させていただきたいと思います。

それから、日向委員からのご質問に対しましてですが、まず親族のみ、同居する時点で親族のみということになっていますので、パートナーシップを結んでいる方は親族となりますので、こちらも大丈夫でございます。

また、いわゆるパートナーシップ以外、従業員ということであれば、基本的に社宅扱いという形になりますので、従業員同士も問題ございません。

ただ、いろいろ内容につきましての精査等につきましては、入居時における審査等を適正に行う中で、契約者は会社、入居する方は入居者という扱いをしておりますので、その中でしっかり審査をさせていただいた上で、入居の判断を行いたいと思っています。

以上です。

- 委員長（中村勝彦君） ほかに質疑はございますか。

小林委員。

- 委員（小林真理子君） 分かりました。

パートナーシップ宣誓制度の方は入れるということで、アの中の事実婚というのも、これは親族として認めるということですか。

- 委員長（中村勝彦君） 野田建設課長。

- 建設課長（野田一寿君） お答えいたします。

事実婚ということで、ここに書いてあるとおりでございます。

- 委員長（中村勝彦君） 小林委員。

- 委員（小林真理子君） いや、上のほうはそう書いてあるんですけども、社宅として利用した場合も事実上婚姻関係にある方も入居は可能と読み解けばいいんですか。

- 委員長（中村勝彦君） 野田建設課長。

- 建設課長（野田一寿君） そのとおりでございます。

- 委員長（中村勝彦君） 小林委員。

- 委員（小林真理子君） そういうことであれば、書いたほうがいいんじゃないですか。

親族に限るというのはちょっと条例として、親族等に限るならまだ分かるんですけども、親族に限るになっているので、いかがなものかと思います。

- 委員長（中村勝彦君） 野田建設課長。

- 建設課長（野田一寿君） まず、その改正後の案のほうで、第5条1のアと（2）のイというような、ここで書いてあるとおり、同じと、親族ということで定義をしております。いわゆる親族とみなしております。

- 委員長（中村勝彦君） ちょっと1ついいですか、委員長を交代します。

- 副委員長（矢崎友規君） 交代します。

中村委員長。

- 委員長（中村勝彦君） では、先ほど入居者に関してと事業者について、市のほうで確認をして入居をするということですが、社宅として利用した場合というのは、入れ替わりというのもあるかと思いますが。頻繁に入れ替わるような、むしろ農業とかだと季節によって入れ替わりがあったりとか、その季節だけということもあると思うんですが、そういう場合、その都度都度、市が責任を持って入居者を判断するので

しょうか。それとも、事業者、入居できない方がいたときには市のほうでは指導できるのか、それとも事業者のほうで責任を持ってやっていただくのか。その3つ、お答えいただけたらと思います。

○ 副委員長（矢崎友規君） 野田課長。

○ 建設課長（野田一寿君） お答えいたします。

まず事前に、今お話に出たことは、全て先ほど説明したとおり、入居の段階で確認事項として、まず私どもがそういった話をいたします。そういった手続等に関しましては、その社宅扱いとなる事業主からの申請をいただくことにしております。

ただ、そういったことの中で考えられるということは、そういった手続等をうっかりしていたと、人が替わってしまったと、そういったようなことが私どもの判断として事後的に分かった場合は、その社宅の事業主に変更の手続を取ってくださいとか、入居者違いますねとか、住んでいませんねという勧告・指導等は行っていく考えであります。

○ 副委員長（矢崎友規君） 交代いたします。

○ 委員長（中村勝彦君） 委員長を交代いたしました。

佐藤委員。

○ 委員（佐藤浩美君） 今のところですけども、事業者が社宅として借りる。そして、もしも入居者が頻繁に、半年とかで替わる場合、それは特に届は出さなくていいんですか。それとも、替わったときには届を出すという規定であるということですか。

○ 委員長（中村勝彦君） 野田建設課長。

○ 建設課長（野田一寿君） お答えいたします。

届出は全て必要となりますので、入れ替わりの場合は届出を出していただきます。

○ 委員長（中村勝彦君） ほかに質疑はございませんか。

小林委員。

○ 委員（小林真理子君） 今回、社宅として入居を可能にするということで、定住促進住宅の入居率向上を図っていこうということなんですが、社宅として貸し出すというよりも、入居率が悪い定住促進住宅を公共施設等個別施設計画でだんだんどうしていこうかというところも、こういう団地についてはあると思うので、例えば1棟ごと譲渡してしまおうとか、そういう検討というのはされたのかどうか。ちょっと今回こういう条例が出てきたので、社宅として利用して活用していこうという考えはすごくよいかなと思うんですが、そういう考えというのも私は一つあるかなと思うんですが、これは私の提案な

んですけれども、いかがかなと思って、ご答弁いただけたらお願いします。

○ 委員長（中村勝彦君） 野田建設課長。

○ 建設課長（野田一寿君） お答えいたします。

結論としましては、そこまでは検討はしておりません。当然、今もう既に入居されて住んでいる方もいらっしゃいますので、そういった方のことも考慮する中でいけば、今の空き部屋のまず入居率の向上ということで、今回上程をさせていただきました。

○ 委員長（中村勝彦君） ほかに質疑はございませんか。

（発言する者なし）

○ 委員長（中村勝彦君） 議案第57号についての質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。議案第57号については、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○ 委員長（中村勝彦君） ご異議がないので、さよう決しました。

以上で当委員会に付託された事件は全て審査を終了いたしました。

その他の件について

○ 委員長（中村勝彦君） その他の件に入ります。

準備のため、ここで休憩いたします。

休憩 午前10時59分

再開 午前11時01分

○ 委員長（中村勝彦君） では、再開いたします。

それでは、その他の件について、これより質疑を行います。

まず初めに、環境課の太陽光発電の施設の火災が相次いで起こっていると聞く状況を問う。また、規制前に設置された施設など、老朽化放置などのおそれはないかを把握しているかという届出をいただきました。

佐藤委員のほうからお願いいたします。

佐藤委員。

○ 委員（佐藤浩美君） お願いします。

今、委員長から言っていたのとおりなんですけれども、続いて火災が起こったとい

うことを聞きまして、かなり何ていうんですかね、景観の問題もあるけれども、そういうところの管理や、それから老朽化や、そしてもしかしてそのまま放置されたらどうしようとか、そういう環境、周りの環境にもたらす影響、そういうものについて不安な思いがするなというふうにも感じたんですけれども、その点について、まず起こった火災、2件あったんですか。それについての状況を伺って、その後の監視というんですかね、どうしていくのかということも伺いたいと思います。お願いします。

- 委員長（中村勝彦君） 坂本環境課長。
- 環境課長（坂本 豊君） お答えいたします。

ソーラーパネルですけれども、そちらについては令和3年から山梨県太陽光発電施設の適正な設置及び維持管理に関する条例というものが制定されまして、その中で特に俗に言われる野立てのソーラーパネルにつきましては、エリアによって申請だったり届出が必要という形になっております。その中で、既に設置をされているものについても既存の状況を届出をするようにということになっておりますので、そちらのほうで、その設置している中の届出の中に、また変更であったりとか、事故等があった場合も報告をするようにということを県の条例で定められております。

事故の件数についてなんですけれども、先ほど県のほうに、その条例にのっとった事故例を確認いたしました。火災についての事故報告は1件で、そちらについては市外の案件なんですけれども、県のほうで求めている事故報告が国の指針にのっとった20%以上の損壊、延焼があった場合ということですので、それに該当する火災による事故が1件出ているということを県のほうに確認いたしました。

先ほど甲州市で立て続けに起こった2件の火災というご指摘がありましたけれども、そちらについては、2件あったんですけれども、1件目については落雷によるキュービクルというか、配電盤の延焼というか、燃えた火災という形で、もう一件につきましては、まだ明確に確定はされていないんですけれども、状況から見ると、管理等、また害獣かどうかちょっとその辺は明確じゃないんですが、そのコードに損傷を起こしたことによる放電による事故ではないかということ想定をしながら確認を進めているという情報です。

そちらについて、2件につきましては、両方とも、先ほど言った20%以上の損壊に当たらないので、事故報告が上がっているわけではないんですが、火災の情報等の中で、こちらのほうで確認をさせていただいた状況というところなんです。

全体の事故の把握というのはその程度ですので、委員がおっしゃったとおり2件というふうになります。

以上です。

○ 委員長（中村勝彦君） 佐藤委員。

○ 委員（佐藤浩美君） 分かりました。

そういう業者がどこの方かというのもちょっと私は把握していないのですが、この野立ての結構大きな規模で、自分の家の屋根とはまた別なので、そういうところも県で規制は一応、状況は把握しているということですね。それが今後、老朽化したりということは、その規制の届によって未然に、もしかしたら放置されたりとか、そのまま老朽化してしまっていてしまうんじゃないかとか、そういうおそれは、届出ということである程度カバーできるというか、心配はあまりしなくても大丈夫という状況なんでしょうか。

○ 委員長（中村勝彦君） 坂本環境課長。

○ 環境課長（坂本 豊君） 先ほどちょっと申し上げたとおり、変更があった場合、所有者とか権利者が替わった場合とかも届出をするという形になっていますので、そういったところで把握というのは進めていけるというふうに思っております。私どもは、県のほうで進めておりますので、県とその辺を共有しながらというところですが、今回の事故についても、若干ちょっと管理状況がどうなのかなというようにところも見受けられる点もあったので、その辺も含めて私どもの担当のほうから所有者の方と改めて情報交換をさせていただいたというところはありますけれども、いずれにしろ県の登録状況によって進めていますので。

また、買電期間というものが決まっておりますので、その辺も届出いただいておりますので、そういったところを一つの目安として、また確認のほうを進めていけるというふうに考えております。いずれにしろ県と連携、共有をしながら進めていければと思っております。

○ 委員長（中村勝彦君） 佐藤委員。

○ 委員（佐藤浩美君） ありがとうございます。

では、全く放置されて困った状況になってから気がつくというのではなくて、県も、あるいは市も、そこを注視して状況を確認しながら、困ったことにならないようにされているということでいいですかね。分かりました。

ちなみに、規制がされて、私たちは何か、「こんなところにこんなたくさんソーラーができちゃったの」みたいに後から知って、えーとか思ったりすることもあるんですけども、今の状況だと、きれいな山の斜面にソーラーパネルがいきなり並ぶというようなことは防げるようなことになっているのでしょうか。

- 委員長（中村勝彦君） 坂本環境課長。
- 環境課長（坂本 豊君） 県のほうで、区域が定まっております、土砂災害が危険な場所とか、森林法で定められている場所とか、そういった場合については事前に申請が必要になりますので、それについて申請をして許可制度になります。それ以外のところは届出なんですけれども、届出においても、設置の際に届出をいただくので、そこで必要な内容というのは確認を県のほうでしていただいて、届出があった時点で市のほうにも情報共有が来るという流れに今なっておりますので。確実に申請するものについては把握が可能だというふうに考えております。
- 委員長（中村勝彦君） 市のほうも要綱があるのでしょうか、そこもちゃんと。
- 環境課長（坂本 豊君） すみません、市のほうでガイドラインという形で以前やっていたんですけれども、県の条例のほうが明確に確認ができるという形で、今、県の条例にのっとって進めるというスタンスになっております。
- 委員長（中村勝彦君） 佐藤委員。
- 委員（佐藤浩美君） ありがとうございます。

かなり申請や届出で規制ができるということのようですけれども、その規制が、土砂災害の予想できる場所は駄目とか、そういう区域があるということなんですけれども、例えば景観を乱すとか、そういうことはあるんですか、景観については。

- 委員長（中村勝彦君） 坂本環境課長。
- 環境課長（坂本 豊君） 景観におきましては、市の景観条例にのっとりまして、そちらの報告、協議ということが一定規模以上という形になりますけれども、義務づけられておりますので、そちらのほうで景観についての配慮というものは指導をさせていただいております。
- 委員長（中村勝彦君） 佐藤委員。
- 委員（佐藤浩美君） 分かりました。ありがとうございました。
- 委員長（中村勝彦君） ほかの委員さんから確認はございますか。

矢崎副委員長。

- 副委員長（矢崎友規君） 今のお答えでちょっと確認したいんですけども、事故があった場合、報告届を出すところなんですけれども、例えば太陽光に直接関係なく、結構山とかに面しているところとかってあると思うんですよ。そういった山の火事からちょっと太陽光に移ったとか、そういう場合でも報告書が必要なんですか。

- 委員長（中村勝彦君） 坂本環境課長。

- 環境課長（坂本 豊君） お答えいたします。

太陽光のエリアの損壊の割合というふうになっておりますので、その起因が太陽光施設に関係することでもなくとも、例えば土砂災害で太陽光施設の20%以上が流されてしまったとか、ほかからの火事の延焼で施設の20%以上が延焼した場合というのは、事後報告の対象になるというふうに県のほうで定められておりますので、そういった場合でも県のほうには情報が来るという形になっております。

- 委員長（中村勝彦君） ほかに確認ございますか。

（発言する者なし）

- 委員長（中村勝彦君） なければ、環境課は以上となります。

続きまして、福祉総合支援課に鈴宮寮民間譲渡に向けた進捗と、更生保護サポートセンターの場所、機能を今般どのように改められるかの通告がありました。

小林委員、お願いいたします。

- 委員（小林真理子君） 今、委員長に読み上げていただいたので、その2つ、お答えをお願いします。

- 委員長（中村勝彦君） 志村福祉総合支援課長。

- 福祉総合支援課長（志村裕喜君） それでは、お答えをさせていただきます。

まず1点目、鈴宮寮の民間譲渡に向けた進捗につきましては、鈴宮寮は令和8年度の民間譲渡に向け、甲州市鈴宮寮の民間譲渡に係るアドバイザー事業業務委託公募型プロポーザルを実施し、当業務委託事業者の選定を行ったところであります。7月31日から8月16日の間に公募受付をし、企画提案書の提出後、8月30日にプレゼンを受け、その結果、有限責任監査法人トーマツを委託候補者とすることに決定いたしました。契約はまだ結んでおりませんで、今月中旬を予定しておりまして、年度内に取りまとめた報告書等の提出を受けるということになっております。

実施内容につきましては、施設の状況調査、修繕計画、不動産・動産の鑑定や事業継承への具体的な提案等であり、その結果を年度の途中におきましても議会等へも説明を行

っていきたいと思っております。

なお、施設につきましては、現指定管理者から要望も受け、修繕を行っておりまして、今年度は食堂エアコンの修繕、それから電話機の取換えを今実施中でありまして、来年度においても必要な修繕を行っていく予定となっております。

2点目です。更生保護サポートセンターの場所、機能を今般どのように改められるのかという質問ですけれども、今回の更生保護サポートセンターの利用時間の変更等については、本年5月の滋賀県における保護司が担当する保護観察者を容疑者として殺害されるというあってはならない事件を受け、行うものです。事件現場が、面接場所である保護司の自宅であったことから、同様に自宅で面接を行う多くの保護司やそのご家族が心配されるということは当然でありまして、全国的に多方面から面接場所に公共施設を活用し、利用時間も休日、夜間なども使えるように要望されているところであります。

本市では、更生保護サポートセンターを設置しておりますけれども、8月8日に甲府保護観察所長、それから甲州市の保護司会会長が市長に面接をいたしまして、利用方法の変更等について要請がありまして、市長が了承したもので、県内他市に先駆けて決定をさせていただいたところであります。

なお、サポートセンターの場所につきましては、塩山保健福祉センターの1階、1階というと分かりづらいんですけれども、正面玄関を入って行って、さらに下にフロアがありまして、玄関より1段下の形になりますけれども、1段下の場所にございます。

現状につきましては、使用時間については、月水金の午後1時から4時まで、保護司さんが当番制で相談などに使用しております。施錠の管理は、サポートセンターには廊下へ続く扉がありまして、サポートセンター側から開錠ができてしまいますので、保健福祉センター側へ入れる形になっておりますので、健康増進課のほうで管理をしておりまして、センター外側から施錠できる鍵は現状ありません。

変更後につきましては、年末年始を除く毎日午前8時半から午後10時まで使用できる形とし、時間内は自由に保護観察者の面談等に使用できるように改めます。

施錠管理につきましては、先ほど申し上げたサポートセンター側から鍵を開けて保健センター側に入れないように扉の改修を実施した上で、外扉に鍵を設置して、保護司会、それから当課、福祉総合支援課のほうで開錠の管理を行います。

変更時期につきましては、今言った改修場所がありますので、また、鍵の取換えもありますので、それが終了次第、速やかに変更するというような形を予定しております。

以上でございます。

○ 委員長（中村勝彦君） 小林委員。

○ 委員（小林真理子君） ちょっとサポートセンターのほうを先に伺いますが、まだ扉の改修ができないということで、どのくらい見込みでしょうか。

○ 委員長（中村勝彦君） 志村福祉総合支援課長。

○ 福祉総合支援課長（志村裕喜君） お答えをいたします。

外側から開けられる鍵が、暗証番号型の鍵をつけたいということで保護司会から要望がありまして、その鍵が手に入るのはちょっと時間がかかるもので、おおむねあと1か月ぐらいだと思いますけれども、それが来次第、速やかに取付けを行って変更させていただくという予定になっております。

○ 委員長（中村勝彦君） 小林委員。

○ 委員（小林真理子君） 分かりました。速やかにお願いいたします。

それと、鈴宮寮の先ほどの中で不動産鑑定というのもこの調査の中に入っているんですか。

○ 委員長（中村勝彦君） 志村福祉総合支援課長。

○ 福祉総合支援課長（志村裕喜君） お答えをいたします。

このアドバイザー事業委託の中に不動産鑑定も入っておりますので、鑑定をしていただきます。

○ 委員長（中村勝彦君） 小林委員。

○ 委員（小林真理子君） あと、前に一般質問したときに、今、指定管理をされている光風会さんとは打合せというのはされたんですか、この後に。

○ 委員長（中村勝彦君） 志村福祉総合支援課長。

○ 福祉総合支援課長（志村裕喜君） お答えをいたします。

鈴宮寮は、指定管理者ですので、毎月モニタリングを行っておりまして、私も毎回出席をさせていただいておりますので、こういう事業を行います、事業者が入りますのでご協力をお願いしますということはお伝えを当然してございます。

○ 委員長（中村勝彦君） この件につきまして確認事項はございますか。

（発言する者なし）

○ 委員長（中村勝彦君） また課長にも、議会にその都度報告するということでしたが、委員会にも必要に応じて報告をいただければと思います。

では、福祉総合支援課は以上となります。

続きまして、健康増進課に新型コロナワクチン接種について通告がありますので、議題といたします。

荻原委員、お願いします。

- 委員（荻原哲也君） お願いします。

この10月1日から秋冬の新型コロナワクチンの接種がいよいよ始まるということで、ホームページのほうにも掲載されていると思うんですけども、日はもうないんですけども、その接種に向けてのスケジュール、それから、どういったワクチンを使用されるのか、種類や内容、それと接種の想定される規模等につきましてご説明いただきたいと思います。お願いいたします。

- 委員長（中村勝彦君） 武藤健康増進課長。

- 健康増進課長（武藤陽子君） お答えいたします。

10月1日から開始されます新型コロナワクチン接種は、予防接種法に基づく定期接種としての新型コロナワクチン接種ということになります。昨年度までの臨時特例接種と違いまして、B類疾病と言って、個人の発症予防を目的に行うものですので、今回につきましては集団接種等は行わず、基本は個別接種ということになります。

今ご質問いただきましたスケジュールでございますが、少し遡りまして6月に厚生労働省が自治体向けに説明会を開催しました。この折に接種対象者、接種期間、使用するワクチンの型等の説明がございました。

本市では、これに基づきまして、実施要綱を作成いたしまして、接種を希望する方が10月1日から接種ができるよう準備を進めております。

なお、国のほうは接種期間に少し幅を持たせてあるんですけども、補助対象ですね、国のほうから公費の補助がありますのが10月1日から3月31日ということが判明しましたので、当市におきましても、これと同様に3月31日までを接種期間というふうに設定をしてございます。

8月29日には、甲州市医師会との連携会議の折に、個別接種をしていただく先生方に接種の概要についての説明をさせていただきました。今回は、繰り返しですけども、個別接種ですので、対象となる方全員に接種票を郵送するということはいたしませんで、希望する方が予診票をクリニックに取りにいていただくといえますか、予約と併せてクリニックのほうで対応していただくということになります。

また、9月2日からは、今、委員もおっしゃっていただきましたが、市のホームページにこれらの内容を掲載済みということ、あと、10月広報に改めましてこれらの内容を掲載する予定でございます。

二つ目のワクチンの種類と内容になりますけれども、今シーズンに使用するワクチンは、主にJN.1系統ということで国から示されておりまして、これに該当するワクチンが順次、今承認をされている段階でございます。今シーズンに使用されと思われるワクチンメーカーは5社ありまして、ファイザー、モデルナ・ジャパン、第一三共、Meiji Seikaファルマですね。あと武田薬品工業という情報がございます。ただ、これらが順次ということで、まだ流通も始まっておりませんで、どのワクチンを使用するかにつきましても各医療機関の判断になります。

最後に、接種の規模になります。今回の助成対象は、65歳以上の方は全員、それから60歳から65歳未満の方はかなり重篤な基礎疾患をお持ちの方というふうになってございます。ですので、今年度当初の65歳以上の高齢者人口が1万1,110名でありましたので、これの約6割を接種の希望ということで見込みまして、最大6,830人分の接種費用について6月補正に計上させていただき、議決をいただいたところでございます。

今年度、定期接種化が初めてですので、どれぐらいの方が打つのかが見込み切れなところもありますし、昨年度までは全額公費助成でしたけれども、今年は費用負担が発生しますので、接種者の動向については随時注視していきたいというふうに考えております。

以上です。

- 委員長（中村勝彦君） 萩原委員。
- 委員（萩原哲也君） 細かいことまで分かりましたので、ありがとうございました。

1点、先ほどのお話の中で個別接種になるということなので、予診票、要は打つ際に患者さんのほうが提出する書類については、一律送るわけではなくて、個別にそれぞれの方が判断して病院のほうに申請をしてもらうようにというような流れになるということも分かりましたし、あと1点、ワクチンの種類でJN.1という種類ですね。これですけれども、Meiji Seikaファルマのホームページかなんかを見ますと、実際、治験についてはマウスを2匹とか8匹とかという、そういう単位で治験をしているだけで、人に対して治験というのがまだ行われていないという記述もあったんですよね。ちょっと安全性に対して不安は残るんですが、その辺はいかがなものでしょうか。

- 委員長（中村勝彦君） 武藤健康増進課長。
- 健康増進課長（武藤陽子君） お答えいたします。

委員がおっしゃいましたように順次承認がされている段階でして、恐らくその辺の懸念も払拭された形で安全性の確認されたワクチンが流通するものというふうに考えております。国が承認したものを各自治体で規制するということは、現実的には難しいことでありますので、ただ、先生方もその辺は大変心配されているといいますか、あとはですね、承認された後もどの段階で流通が始まるのかということも含めまして、今、先生方も研究されております。

ですので、市ではそれらを先生方と情報共有しながら、繰り返しになりますけれども、基本的には国が安全性を認めたワクチンについて、承認がされているものという前提に基づきまして、市民の方々に接種を進めていきたいと考えております。

以上です。

- 委員長（中村勝彦君） 荻原委員。
- 委員（荻原哲也君） 分かりました。

いずれにしろその承認の過程とかをしっかりとつかんでいただきながら、安全性をしっかり担保していただくということが一番大事だと思いますし、あとは、過去に打ったワクチンによっても、そういうワクチン被害というものも正直、少しずつですけれども、確認になってきている部分もありますので、そういった現実も踏まえながら、何しろ安全にということに注意していただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

- 委員長（中村勝彦君） この件について皆様から確認はございますか。
(発言する者なし)

- 委員長（中村勝彦君） なければ、健康増進課は以上となります。

続きまして、観光商工課になりますが、数点ございますので、通告順に指名いたしますので、お手元の資料の順番で質問をいただければと思います。

では、最初に大和自然学校につきまして、小林委員、お願いいたします。

小林委員。

- 委員（小林真理子君） 大和自然学校が今年度休止状態なんですけど、今後どのような予定を考えているのか、ちょっと今の現状も踏まえながらお願いします。
- 委員長（中村勝彦君） 廣瀬観光商工課長。
- 観光商工課長（廣瀬 仁君） 質問にお答えいたします。

大和自然学校につきましては、5月24日の全員協議会において現状の分析と課題等につきましてご説明をいたしました。その後の経過についてご報告させていただきます。

5月31日に甲州市公共施設活用検討委員会を開催いたしまして、自然学校を今後どのように進めていくか検討を行いました。民間譲渡での課題、市での活用、解体等、協議を行いましたが、様々なケースで国への返還金が不明確でありましたので、そこを確認し、再度、委員会で協議することとなりました。

返還金の国への確認につきましては、県を通じて依頼を行っており、現在、国からの回答を待っているところであります。国からの回答がありましたら、再度、甲州市公共施設活用検討委員会で協議を進めてまいります。方向性が定まりましたら、再度、委員会でご報告させていただきたいと考えております。

説明は以上でございます。

- 委員長（中村勝彦君） 小林委員。
- 委員（小林真理子君） 回答が来ないとどうにも動けないという状況も分かりましたが、今、大和自然学校はどういう状態で管理されているんですか。
- 委員長（中村勝彦君） 廣瀬観光商工課長。
- 観光商工課長（廣瀬 仁君） お答えいたします。

管理につきましては、当課の施設管理担当が定期的に施設を確認に行ったり、あと、草が生えてきますので、定期的にシルバー人材センターに草刈りを委託している状況でございます。

以上であります。

- 委員長（中村勝彦君） では、続きまして、小林委員、お願いいたします。
- 委員（小林真理子君） 休止していても余分なものがかかっているということですね。

次に、甲州市の雇用対策協定に伴って、令和6年度の雇用対策協定事業というのが計画書、ホームページにも掲載されていたので見ました。これで、これまでと何が違うのか具体的な取組であったりとか内容、期待している効果についてお答えをお願いします。

- 委員長（中村勝彦君） 廣瀬観光商工課長。
- 観光商工課長（廣瀬 仁君） お答えいたします。

本事業計画は、8月27日に締結された雇用協定に伴い、市と山梨労働局が共同で策定いたしました。計画におきましては、新規事業は含まれておりませんが、市及びハローワーク塩山が現在推進している事業を計画の重点取組事項に基づき整理することで、互い

に連携、協力し、一体的に施策に取り組むことで、効果的かつ効率的に事業が推進できるようにすることを目的としております。

重点取組につきましては、本会議におきましても矢崎委員の質問にお答えさせていただきましたとおり、1番としまして、事業者支援による雇用の場の創出や拡大の推進、2番としまして若年者の就労支援、3、働きたい人がいつでも活躍できる地域社会の整備を掲げております。

具体的な事業といたしましては、事業者に対して空き店舗補助金など企業者支援を行い、雇用の創出を図っております。また、市内事業者で構成されております中小企業労働改善協議会会員等へ積極的なセミナーや労務制度の情報発信を行い、就労希望者に対しては合同企業ガイダンスへの参画により、若年者等に対する就労支援を行っております。また、ハローワークにおきましては、市に対して就労制度の情報共有や発信、企業ガイダンスの開催の情報発信等が行われます。

本計画は年度計画でありますので、計画終了時には市と労働局で本期計画の評価と次期計画の策定を行う予定であります。

以上であります。

- 委員長（中村勝彦君） 小林委員。
- 委員（小林真理子君） 年度途中から始まったんですけれども、これ3月末日をもって6年度の評価検証はするということですね。

その点と、あと、ハローワークとはどのくらい行き来をしているんでしょうか。

- 委員長（中村勝彦君） 休憩いたします。

休憩 午前11時33分

再開 午前11時34分

- 委員長（中村勝彦君） 再開いたします。

ただいま調べているということですので、退席されても結構です。先に農林振興課のその他をしたいと思います。

では、農林振興課の案件を先にさせていただきます。

通告順に質問をお願いいたします。

小林委員、お願いいたします。

- 委員（小林真理子君） 市長が行っている今期のトップセールスの行ったところであっ

たりとか、これからまだあるのか、あと狙い、効果、具体的にどんな内容であるかというところをお願いします。

○ 委員長（中村勝彦君） 丹澤農林振興課長。

○ 農林振興課長（丹澤英樹君） お答えさせていただきます。

今期のトップセールスということですが、今期7月に大阪市場へ、そして8月23日から台湾のほうでトップセールスをさせていただいたところでございます。国内、国外、今年に行く状況になりましたけれども、国内と国外では少しちょっとトップセールスの意味合いも変わってくるのかなという感じはします。

まず国内、大阪ですけれども、やはりこれはなるべく毎年行くようにしております。JAフルーツ山梨と共に、最も懇意にしている大果大阪青果、それから大阪中央青果なんかの挨拶回りをさせていただいておまして、やはり狙いですとか効果というのは、我々の産地があるんです、いいものを届けるんでぜひよろしくお願いしますという意味合いですね。市場の方々にいろいろお話を聞くと、やはり産地と市場のつながりというのが非常に大切であって、市場側が物が少なくて困るときもあるし、産地が物が余って困っているときもありますし、そういったものの受入れとか、そういったところで市場の側と密接な関係を持っておくということは、非常に農業者にとっても資するところがありますし、重要なことだなと感じておりますので、なるべくJAの力を借りながらトップセールスを行っているところです。

一方、海外のほうなんですけれども、海外、今回は台湾に行かせていただきましたけれども、やはりどこの国内の産地、それから海外の産地も非常に強く売り込みをかけております。台湾なんかは非常に富裕層も多くて、ブドウ二房で一セット1万円もするようなものが飛ぶように売れているんですね。そういったところに対する売り込みというのは非常に重要でございまして、ある商社の社長さんとお話をさせていただいたんですけれども、残念ながら山梨県産は今、台湾の国内では四番手ぐらいだろうという話でした。トップは岡山県の晴王というブランドです。岡山県も非常に知事が4年連続で台湾へ行ってセールスを行ったり、そういった売り込みをしておりますので、やはりこちらの産地としてもしっかりそういった売り込みはしていきながら、山梨ブランドというものを、甲州ブランドというものを売り込んでいく必要があるのかなというふうに考えます。

目的、狙い、効果等、以上になります。

○ 委員長（中村勝彦君） 小林委員。

- 委員（小林真理子君） 岡山、すごいですよね。香港で岡山のバスを見ます、ラッピングバス。だから、本当に売り込むのであれば、日本の山梨のブドウのラッピングバスを走らせるとか、そういうのも浸透させていくのにとっても効果的なのかなとは思うので。市長が行くことによって、大果大阪青果、大阪中央青果、こういうところのつながりが重要であるということは、今ご説明いただいたので、よく分かりました。ありがとうございます。
- 委員長（中村勝彦君） 続きまして、地域おこし協力隊について、佐藤委員、お願いいたします。
佐藤委員。
- 委員（佐藤浩美君） 地域おこし協力隊、農林振興課の範疇だということで、前から何度も私しつこくこの件について伺っているんですけども、地域おこし協力隊、今は農業に特化してということでやっておられて、それなりの成果も出ているとも思いますけれども、もっと林業とか、あるいは地域づくり、まちづくりという、そういうところにも地域おこし協力隊の活動とか、あるいは採用の募集ですかね。そういうところに広げるという可能性はいかがかということを伺います。
- 委員長（中村勝彦君） 丹澤農林振興課長。
- 農林振興課長（丹澤英樹君） お答えいたします。

本市の地域おこし協力隊なんですけれども、まず始まった当初は、もちろん農に関する活動をしていただいていたんですが、令和4年度からアグリトレーニー制度、農業に特化して、活動が終了した時点でぜひ就農していただきたいと、その就農のための研修をしていただくような制度にマイナーチェンジを行ったところでございます。現在5名の隊員が活動しておりまして、これが長い隊員で2年目になっております。3年活動したところでぜひ就農していただきたいというところなんですけれども、就農するには当然、畑も必要になりますので、そういったものもしっかり用意できればと、またご自身でも探していただくことにもなるんですけれども、そういったサイクルで、その3年ごとのサイクルをうまく回しつけていきたいなというところで、今、当局としてはやっているところでございます。

ですので、もちろんほかの業務も将来的に考えることは考えるんですけれども、まず今、私どもが集中したいのは、このお預かりしている5人の方にしっかり就農していただく。今年度もまた新たな募集を3名程度、募集をかけておりますので、その方たちにも

3年間農業の研修をしていただいたら就農していただくと、担い手になっていただくと
いうところをまず集中してやっていきたいところでございます。

ご質問にある林業とかも、当然、担い手は必要でありますので、将来的には林業とかも
可能性としては同じように隊員として活動していただいて、林業に就いていただくとい
うのもアイデアとしてはいいと思いますし、確かに必要なことではないかなと思います
ので、将来的な可能性としてはあるかと思えますけれども、今は農業に特化して、これ
をしっかりサイクルとして確立していくことを目標というか、していきたいと思ってお
りますので。ほかに今現在、広げるということはちょっと考えてはいないです。

○ 委員長（中村勝彦君） 佐藤委員。

○ 委員（佐藤浩美君） そうかなとも思いましたけれども、仮定の話で、受入れ団体みた
いなものがやっぱり必要なだろうから、例えば商工会とかそういうところに受け入れ
てもらって、まちづくり的なね、そういうところに活躍していただくというようなこと
の可能性はないですか。可能性で。

○ 委員長（中村勝彦君） これは丹澤課長のところなのかな、どこでしょうか。

では、前田政策秘書課長。

○ 政策秘書課長（前田政彦君） 昨日、おとといの飯島議員の一般質問にもお答えさせて
いただいたとおり、地域おこし協力隊、それから補正にも出させていたでいております
活性化起業人制度等々も含めながら、可能性がないわけではないですけれども、基本的
な地域おこし協力隊はこちらに来ていただいて、住んでもらって、そのまま住み居続け
ているという根本原則があるので、商工会に行って商工会の補佐はというか、事務的な
補助をすとかという理由だと採用はできない要綱になるのかなと思いますので、そこ
ら辺も、佐藤委員、それから飯島孝也議員も思っていることことは一緒なのかなと。最
終的には地域のまちづくりの活性化というところにいくと思うんです。そこら辺も含め
を持ちつつ検討をしてまいりますので、ゼロではないですけれども、可能性はあるとい
う答えでよろしく願います。

○ 委員長（中村勝彦君） 佐藤委員。

○ 委員（佐藤浩美君） ぜひ、もちろん定住、就農して定着していただく方が増えるとい
うことはとても大きいことだと思うんですけれども、それと同時に、それも生かしなが
ら、また別な視点からまちづくり、地域づくりというのもとても大事だと思いますので、
ぜひ可能性がゼロではないということで、よろしく願います。

- 委員長（中村勝彦君） 農林振興課につきまして、皆さんから確認事項ございますか。

1つ確認ですけれども、先ほど前田課長の話で、今は地域おこし協力隊が農業特化型というかなんですけれども、この地域の中から、ほかにうちでも受け入れたいというような、そんな声というのはありますか。

丹澤農林振興課長。

- 農林振興課長（丹澤英樹君） お答えいたします。

確かに隊員を受け入れていただく、支援していただくところというのはほかにもいろいろ、もし広げればですね、ほかにも必要になってくると思います。ただ、検討しているという話は過去に何回かいただいたことがありますけれども、うちにもぜひやらせてくれと直接、具体的に話が来たところはまだなかなかないのかなというところがございます。募集も現在のところもしておりませんので、特には、今現在ではございません。

- 委員長（中村勝彦君） また、積極的に移住を図っている、そういった団体とかがうちでも地域おこし協力隊と連携をしてというようなことがあれば、それもまた判断材料にしていいただければなと思います。

では、農林振興課につきましては以上となります。

観光商工課に戻りたいと思います。

先ほどの答弁から始めたいと思いますので、お願いいたします。

廣瀬観光商工課長。

- 観光商工課長（廣瀬 仁君） 小林委員からの質問にお答えいたします。

策定したものは年度途中でございますけれども、協議につきましては年度初めから行っておりまして、この計画を策定したものであります。年度途中からの検証ではありますけれども、次年度また計画を策定しますので、この結果に基づいて再度、重点項目について策定をしていきたいと思っております。

ハローワークとのやり取りにつきましては、1か月に一度、情報交換としまして、就労や求人に関する数値のやり取り、また、必要な定期的な確認を行っておりまして、また必要などときには随時、情報交換をしておりますので、説明は以上でございます。

- 委員長（中村勝彦君） 小林委員。

- 委員（小林真理子君） 観光が頭にあるので、商工ということを忘れずに努めていただきたいなと思ひまして、商工のほうも武藤リーダーをはじめ皆さん大変努力していただいて、商工会と連絡を密にしたりしてやっていただいているのは分かっているので、ハ

ローワークともこういう雇用の状況ですというのは情報をしっかりとっておかないと、やはりこういう協定というのがつくただけで終わってしまわないようによろしくお願いします。

- 委員長（中村勝彦君） では、続きまして、前回の質問の進捗……
（「関連だから」と呼ぶ者あり）
- 委員長（中村勝彦君） 一通り通告が終わって最後に、最後でもいいですか。
（「雇用対策……だから」と呼ぶ者あり）
- 委員長（中村勝彦君） 分かりました。
では、ちょっと前後しますけれども、佐藤委員、お願いします。
- 委員（佐藤浩美君） お願いします。

今の市と労働局で甲州市雇用対策協定というのを結んだということで、市長も施政方針の中でおっしゃっていたので、かなり働く人たちの雇用についても心を砕いていくのかなというふうに思っ、伺います。

若い女性、若くなくても、女性の労働という、雇用というのが今もう当たり前になっているんですけども、ただ、そのことの政策的な、何ていうのかな、ちゃんとフォーカスしてというのが大事だと思うんですけども、雇用対策協定にはジェンダー平等的な視点があるのか伺いたと思います。

- 委員長（中村勝彦君） 廣瀬観光商工課長。
- 観光商工課長（廣瀬 仁君） 質問にお答えいたします。

協定の趣旨といたしましては、雇用関連施策が中心となります。市と労働局の一体的な就労支援等によって、地域経済の活性化と市民の暮らしの向上を目指しております。

委員お尋ねのジェンダー平等につきましては、本事業計画上には記載はございませんが、働きたい人がいつでも活躍できる地域社会の整備の取組事項において、性別や年齢、身体状況の違いに関わりなく、個性と能力が発揮できる地域社会の実現を目標とする取組の実施を記載しておりますので、ジェンダー平等につながるものと捉えております。

- 委員長（中村勝彦君） 佐藤委員。
- 委員（佐藤浩美君） どのように記載されているのでしょうか、女性のジェンダー平等的なことというのは。具体的にいかがですか、その雇用対策協定というもののの中に。
- 委員長（中村勝彦君） 廣瀬観光商工課長。
- 観光商工課長（廣瀬 仁君） お答えいたします。

本計画上には記載はございませんが、それにつながる記載としまして、働きたい人がいつでも活躍できる地域社会の整備の取組事項において、性別や年齢、身体状況の違いに関わりなく、個性と能力が発揮できる地域社会の実現を目標とする取組の実施を記載しておりますので、ジェンダー平等につながるものと捉えております。

- 委員長（中村勝彦君） 佐藤委員。
- 委員（佐藤浩美君） このホームページで見ると、概要の中に働きたい人がいつでも活躍できる地域社会の整備というところで、最後の最後に、女性のライフステージに対応した職業相談、職業紹介の実施とありますよね、女性という言葉が出てくるところ。それから、それだけではなくて、最後のところにえるぼし認定、くるみん認定という、多分、えるぼしとかくるみんというのはほかの市では、何か新聞に載っていたり、企業と何か協定するのかな、何かそういう子どもがいる、赤ちゃんがいるような子どもさんを持った女性の働き方とかそういうところについて企業と何かそういうのが、えるぼし認定された企業とかね、そんなことを聞いたことが、新聞なんかでは聞いたことがあるんですけども、そういうことを具体的にね、ここに書いてあるんですけども、やろうということを意識してやっているのかと。一応、協定は結んだけれども、具体的にこの中に書いてあることをしっかりとやって、そして、女性の採用や雇用に結びつけようという気持ちがあるのかということを伺いたいと思います。

- 委員長（中村勝彦君） 廣瀬観光商工課長。
- 観光商工課長（廣瀬 仁君） お答えいたします。

国の制度としまして、女性活躍の推進を行っている企業に対してえるぼし認定や子育てサポートを推進する企業に対するくるみん認定がありまして、県においても、山梨えるみん、また、山梨クリスタルえるみんの制度が実施されております。市では、特別何かをつくるというのは難しいわけではありますが、その制度の啓発を積極的に行っているところであります。

- 委員長（中村勝彦君） 佐藤委員。
- 委員（佐藤浩美君） そのことの記述はほんのちょっとなんですけれども、山梨えるみん認定制度等の周知、広報、どのくらいやっているのか分かりませんが、それから、市内企業に対する認定を促進するというふうにあるんですね。市内の企業でそういうことをやっている、あるいは認定制度に手を上げる、そういうところはあるのでしょうか。

○ 委員長（中村勝彦君） 廣瀬観光商工課長。

○ 観光商工課長（廣瀬 仁君） お答えいたします。

現在、市内で認定されている企業はございません。

○ 委員長（中村勝彦君） 佐藤委員。

○ 委員（佐藤浩美君） こういうのは、雇用対策協定事業というのを計画をした、市長が新聞に載っていましたでしょうかね、何か載っていましたかね。写真で何かそういうのをやったというのを見たような気がするんですけども、どこかで。でも、多分、ニュースでやったような気がした、新聞かな。どこかでマスコミに対してそういう発表もしたと思うんですけども、それをやるならば、今、本当に女性の雇用というのは非常に大事だというふうに言われているんですよ。それはどうしてかということ、女性がその地域で雇用されることによって、出生率も高まるというね。要するに女性が働き続けて、そのことによって、そこで暮らしていけて、そして子育ての支援があって、そして子どもを産んで育てる環境が整っているという、そういうことが大事だということだと思うんですよ。それにはまず雇用の段階で、女性に対する配慮だけではなくて、私が言いたいのは、賃金の面でも差がないような取組をいかにできるかという。東京に行ってしまうなくても、この地域で女性がきちんと仕事を得て暮らしてけるという、そういうものが用意されているかということが大事だと思っていて、そこは、もちろん企業のやることなだけけれども、この雇用対策協定を結んだんだったら、やはり企業に対してももう少し強いというか、具体的な啓発、あるいは認定、そういうものが必要だと思います。そういうことをやっていくという、そういうおつもりはあるでしょうか。

○ 委員長（中村勝彦君） 廣瀬観光商工課長。

○ 観光商工課長（廣瀬 仁君） お答えいたします。

若者の雇用の問題につきましては、非常に重要なことでありますので、当課と山梨労働局及びハローワーク塩山、協定とは違いますけれども、商工会と連携して、雇用促進に向けて推進してまいりたいと思います。

○ 委員長（中村勝彦君） この協定の内容についてお聞きするので、また女性の活躍は、また別の部署で頑張っているのかどうかを、それはまたちょっと。今回は雇用の協定の中身を質問していただければと思います。

佐藤委員。

○ 委員（佐藤浩美君） 分かりましたというか、事業計画の中にそういう視点で企業との

対応をしていっていただくということを今確認ができたので、よろしくお願いします。

- 委員長（中村勝彦君） 休憩いたします。再開を午後1時といたします。

休憩 午前11時59分

再開 午後 1時00分

- 委員長（中村勝彦君） それでは、再開いたします。

午前に引き続きまして、観光商工課についてのその他の所管の調査をいたします。

続きまして、小林委員、お願いいたします。

- 委員（小林真理子君） 令和5年12月定例会の一般質問か委員会かで質問したんですけれども、天目山温泉の指定管理の件ですが、用途変更はどうなったのか。

老人福祉センターの天目山温泉ですが、老人福祉センターから公衆浴場への変更はどうなったのかというところと、あと日川溪谷レジャーセンターの研修室は、ちょっと老朽化が激しくて、どうするかというのをまた検討していきますということだったのですが、その後、お伺いします。

- 委員長（中村勝彦君） 廣瀬観光商工課長。

- 観光商工課長（廣瀬 仁君） お答えいたします。

1、2につきまして、関連する回答となります。

昨年の12月の定例会にて、甲州市日川溪谷緑の村及び甲州市やまと天目山温泉資源活用施設の指定管理の指定についての付託案件としまして、厚生経済常任委員会にて審議をいただいた中で、配付しました資料としまして、調査報告書の中に指摘事項がございました。

調査報告書の指摘事項につきましては、天目山温泉でございますが、新築時の確認申請の用途は老人福祉センターで申請されており、確認時に関する手続2点がされていないとの指摘がありました。1点目は、天目山温泉の新築時の確認申請の用途は老人福祉センターで申請されており、老人福祉センターから公衆浴場、飲食店舗への用途変更がされていないこと、2点目は改築された部分の確認申請も未履行であるという指摘でありました。

小林委員より、法令上問題がありますので、早急に改修したほうがいいというご指摘をいただいたところであります。その後、峡東建設事務所へ確認をした結果、結論から申しますと、調査報告書の指摘事項の指摘が誤りであることが分かりました。天目山温泉

の新築時の用途は、老人福祉センターとの用途で公衆浴場、飲食店舗の用途が変更されていないとの指摘につきまして、天目山温泉は平成6年5月にオープンいたしましたが、開館当初から大和町民や町外の方を対象とした公共温泉施設として用途がありまして、現在も用途が全く変わっていない。また、施設の大規模改修もまったくされていないということでありますので、用途変更は必要ないというものであります。

あと、天目山温泉の改築につきまして、厨房を改築した面積が18平米ほどでございます。畳にしますと約5畳ほどであります。確認申請が必要な基準は100平米以上の改築でありますので、確認申請が未履行という記載は誤りで、当課で調査報告書の指摘をよく確認せずに提出してしまいまして、大変申し訳ございませんでした。

以上が経過になります。

3番の日川溪谷レジャーセンターの研修室でございますが、ご指摘のとおり手すりの部分や室内も長年使われておらず、経年劣化が進んでおり、使用中止としております。指定管理者である栄和交通と研修室の今後の使用について協議を行いましたところ、現在、利用ニーズがほとんどなく、ほかのバンガローも含め、今後利用する客は少ないだろうという結論であります。改修したところで、費用対効果は得られないだろうとの見解でありますので、当課といたしましては、施設の財産処分期間、恩賜県有林財産の借地の場所もありますので、そういった法令上のものを確認しながら、計画的に解体に向けて進めてまいりたいとは考えております。

以上です。

- 委員長（中村勝彦君） 小林委員。
- 委員（小林真理子君） 日川溪谷レジャーセンターの研修室のほうは、あそこ斜面のところ、ちょっと怖いところに建っているので、倒れてくるのではないかなと思いながら視察へ行ったときも見ていたので、ぜひあまり時間をかけずに、解体できるのであれば早急に対応したほうがいいかなと思います。よろしくお願いします。

それとあと、天目山温泉のご報告、ありがとうございます、いろいろ調べていただいて。調べてみたら、ちょっと調査結果のほうが間違いであったと。調査もたしか費用をかけて行ったものですよね。大和自然学校にもそういう誤記載という可能性ありそうではないですか。

- 委員長（中村勝彦君） 廣瀬観光商工課長。
- 観光商工課長（廣瀬 仁君） お答えいたします。

大和自然学校につきましては、よく確認して、最終的に出来上がったものを事業者から出しているところでもあります。

- 委員長（中村勝彦君） 小林委員。
- 委員（小林真理子君） 廣瀬課長が観光商工課の課長になられる前の事業ですし、報告書を作ったのも。ですが、やはりそれに基づいて次の指定管理であったりとか、施設の運用について考えられていく根拠となる資料で、大事なものだと思ったと思うんですけども、そちらが間違っていたというものを基にどんどん進んでいるというのが、どこかで立ち止まるようなことはできなかったんですかね。
- 委員長（中村勝彦君） 廣瀬観光商工課長。
- 観光商工課長（廣瀬 仁君） お答えいたします。

間違った資料で承認をしていただいた経過となりますけれども、プラスの材料ではないもので承認していただいたので、プラスの材料がもし出ていて承認していただいたなら、それはもう一度承認していただかなければならないのかななんて思うんですけども、マイナス材料が間違っていた中で承認していただいたので、承認の結果は変わらないのかなということで。誤った資料を提出してしまいまして、大変申し訳ございませんでした。

- 委員長（中村勝彦君） 小林委員。
- 委員（小林真理子君） ちなみにこの調査結果を出したところというのはどこの会社か今お答えできますか。
- 委員長（中村勝彦君） 廣瀬観光商工課長。
- 観光商工課長（廣瀬 仁君） 山梨総合研究所に委託しております。
- 委員長（中村勝彦君） 報告書が間違っていたということですね。ほかに間違いがあったのですか、その部分だけだったのでしょうか。

廣瀬観光商工課長。

- 観光商工課長（廣瀬 仁君） お答えいたします。

山梨総合研究所から頂いた報告書の中で、当課でよく吟味して、これが記載として必要かどうかを判断するのは当課でありますので、当課で判断して、必要のないものを上げてしまい、報告資料として出してしまったところでもあります。

- 委員長（中村勝彦君） 小林委員。
- 委員（小林真理子君） すみません、ちょっと話が戻って申し訳ないんですが、大和自

然学校のこの調査をしたのも山梨総合研究所ですか。

- 委員長（中村勝彦君） 廣瀬観光商工課長。
- 観光商工課長（廣瀬 仁君） 山梨総合研究所でございます。
- 委員長（中村勝彦君） 小林委員。
- 委員（小林真理子君） これ今回、天目山温泉のほうで間違いが見つかったということなので、大和自然学校はそれに基づいて私たちのほうでも、議会でも休止にするということは何回もご説明いただいた中で、休止は致し方ないかなという私も一般質問もしたりしたので、ちょっと大和自然学校のほうも見直してもらえませんか。
- 委員長（中村勝彦君） 廣瀬観光商工課長。
- 観光商工課長（廣瀬 仁君） お答えいたします。

内容のほうも、もう一度確認したいと思います。誤りがないものだとは思っております。

- 委員長（中村勝彦君） では、続きまして、牧之原市との観光交流協定について、小林委員、お願いいたします。
- 委員（小林真理子君） 続けて、牧之原市との観光交流協定を先日、市長が結ばれたわけですが、市長が行きまして、議長も出席された中で、一覽は頂きましたので、今後の具体的な取組をお願いします。
- 委員長（中村勝彦君） 廣瀬観光商工課長。
- 観光商工課長（廣瀬 仁君） 牧之原市の観光交流につきましては、締結式を今月7日の土曜日に牧之原市の原子力防災センターにて執り行ったところでございます。本市と牧之原市につきましては、これまで相互の観光イベントの参加や海の家宿泊助成などを通じて、官民一体となり、交流を進めてまいりました。中部横断自動車道の開通に伴う交通の利便性の向上や新型コロナウイルスが5類に移行し、行動制限が解除したことに伴いまして、両市の観光交流及び経済の発展に寄与することを目的に、今回、締結をする運びとなりました。

締結の事項としましては、観光交流に関する情報提供及び観光宣伝活動に関すること、観光交流に関する合同イベントに関連すること、相互の住民による観光交流の促進に関すること、その他協定の目的達成のために必要な事項としております。これまでの交流の継続を進めるとともに、相互の市民が行き来、交流が深まる機会を創出していきたいと考えております。

具体的には、これから牧之原市と協議して進めてまいります、まずは広報に両市の観光のPRをして、市長が言っていたことなんですけれども、お互いの市でツアーを組んで、往来できるようになったらいいなという、これは希望ですけれども。まずは広報に掲載して、お互いの市をPRするということをしたいと思っております。

以上であります。

- 委員長（中村勝彦君） 小林委員。
- 委員（小林真理子君） 昨日かな、一昨日かな、静岡中部ニュースには、牧之原市が甲州市と観光交流協定を結びましたというのがニュースになりましたが、県内ニュースってなりましたか。せっかく結んだので、どんどんPRしていかないと、こういうものは結びましたで終わってしまうので。観光交流協定を結んだ後、やったことって何かありますか。
- 委員長（中村勝彦君） 廣瀬観光商工課長。
- 観光商工課長（廣瀬 仁君） やったことと申しますと、ホームページに掲載させていただいたところであります。

以上であります。

- 委員長（中村勝彦君） 小林委員。
- 委員（小林真理子君） ぜひ積極的に、インスタもありますし、観光商工課の結構盛んですよね、ぜひそういうところでもPRしつつ、両市のいいところを伸ばしていけるようにぜひよろしくお願いします。
- 委員長（中村勝彦君） 続きまして、塩山温泉のことにつきまして、荻原委員、お願いいたします。
- 委員（荻原哲也君） よろしく申し上げます。

私も今回一般質問で、塩山温泉と、福祉分野ですけれども、協業というようなことも提案させていただきましたけれども、今回は観光立市、観光面から塩山温泉の現状をどのように捉えていらっしゃるのか。例えば観光入れ込み数の推移であったりとか、そういったようなことも含めて、現状どんなふうに捉えているのか。また、その現状を活性化策につなげていく上で、なかなか観光分野だけではというところもあるとは思いますが、全庁的に各課の横の関係を含めて対策みたいなものを検討されているのかということについてお聞きしたいと思います。

- 委員長（中村勝彦君） 廣瀬観光商工課長。

- 観光商工課長（廣瀬 仁君） 質問にお答えいたします。

コロナ感染症が５類に移行し、塩山温泉では大菩薩登山客やフルーツ狩り、スポーツ少年団の団体、仕事の方など、宿泊客がコロナ禍前の水準に徐々に戻りつつあると伺っております。また、近年の利用の傾向としましては、個人や家族、小さいグループでの利用が多く、以前の大型バスで来るような団体の旅行客は今現在、減少しているということでございます。

温泉地を訪れる観光客は、有名な温泉地に集中する傾向が強まっており、燃料費高騰など、塩山温泉、厳しい経営状況にあることは認識しております。当課では、塩山温泉の誘客促進に向けまして、ホームページやパンフレット、イベントなどでパンフレットを配布しまして、塩山温泉の情報発信に努めております。また、本市は日本有数のフルーツの産地や大菩薩、恵林寺など、塩山温泉近くに魅力的な資源を有しておりますので、それらの資源を活用し、塩山温泉の誘客につなげていきたいと思っております。

各課横断的な取組でございますが、塩山温泉は観光客の宿泊施設でありますので、甲州市観光協会や関係機関と協力し、活性化に努めてまいります。

- 委員長（中村勝彦君） 荻原委員。

- 委員（荻原哲也君） コロナ前の水準にも少しずつ戻りつつあるというような状況もあるとか、団体から個人へという宿泊客の形態も変わってきているということは分かりましたし、各種PRというのも積極的にということもあるとは思いますが、例えば温泉自体の魅力を上げていくというんですかね。そういった誘客するには、その温泉自体に魅力がないといけないと思いますし、例えばそういったたまたま中で、中に通っている道を、歩道を石畳にするとか、細かいそういった形を変えていくというか、景観自体を変えていくというような取組もあると、また温泉自体のイメージアップも図れると思うんですが、そうした場合にはすると、きっともしかしたら観光課ではなくて建設課というようなニュアンスも出てくるかもしれませんし、何かそういったアイデアというんでしょうかね、そういったものを逆に出しながら形にしていくというような取組をぜひ進めていただければというふうに思いますので、これは要望ということで、よろしくお願いしたいと思います。

- 委員長（中村勝彦君） では、以上の観光商工課につきまして、確認事項はございますか。

矢崎副委員長。

- 副委員長（矢崎友規君） すみません、少し戻るんですけれども、先ほど小林委員と佐藤委員がご質問された雇用対策協定なんですけれども、私も一般質問するに当たり、課長とちょっと打合せしたときに、外国人労働者どれくらいいるのかというのはちょっと時間がかかると、把握するのに。そのあたり、もうお分かりになっているかどうかお願いいたします。

- 委員長（中村勝彦君） 廣瀬観光商工課長。

- 観光商工課長（廣瀬 仁君） お答えいたします。

今現在、市内で外国人の労働者をよく見かけるようになってまいりました。外国人労働者の届出は山梨労働局となっておりまして、市で現在人数は把握はしておりません。今回の協定を機に、山梨労働局に依頼しまして、市の労働者の把握の情報をいただくこととなっておりますので、いただいたときに情報を把握しまして、ハローワーク等も課題等があれば連携して取り組んでまいりたいと思っております。

- 委員長（中村勝彦君） 矢崎副委員長。

- 副委員長（矢崎友規君） また分かり次第、お伝えいただきたいというのと、あと、業種も分かるんですかね、この業種には大体どれぐらいいるとか。そういうのもちょっと分かればですけれども、お伝えいただきたいと思います。

今ちょっと野田課長もいらっしゃるんですけれども、さっきの定住促進住宅、事業所が借り上げできるということになると、ちょっとその幅が広がるのかな。私、国際交流の集いに参加したときに、こちらに勤めているけど、住まいは違いますとか、そういう方もいたんですよ。またそういう方が促進住宅のほうに入られるという可能性も出てくると思うので、ちょっとそのあたり、連携しつつ把握していただけたほうがいいかなと思いますので、お願いいたします。

- 委員長（中村勝彦君） 要望でよろしいですか。

では、また数字等分かりましたらご報告をお願いいたします。

ほかにございますか。

（発言する者なし）

- 委員長（中村勝彦君） では、観光商工課は以上となります。

続きまして、建設課に入ります。

建設課より資料の配付がございますので、ここで資料を配付して、まず初めに課長より説明をいただいた後に質問をしたいと思います。

(資料配付)

- 建設課長（野田一寿君） それでは、よろしくお願いいたします。

まず、7月31日に都市計画決定の見直し、変更ということで、説明会を開催させていただきました。今、お手元に配付しましたA3判のカラー刷り、甲州市都市計画図ということで、資料を配付させていただきました。

このたび本市における都市計画の見直し事項につきましては5本、見直しを出しました。まず1つが都市計画道路の見直し、二つ目に用途地域の見直し、三つ目に準防火地域の見直し、四つ目にごみ処理場の廃止、最後、5つ目が於曽公園の面積の見直しと、以上5件でございます。

お手元に配付いたしました図面の中で、まず上のほうに位置します塩ノ山の北側、こちらのほうが旧塩山市の時代から使用しておりますので、名称は塩山市ごみ処理場となっております。これがまず廃止。

それから、網図の中に入っております赤色で表示した路線、これが都市計画道路の見直し及び廃止路線となります。見直しにつきましては、すみません、青い線が入っているところなんです、基本的に道路幅員を変更したのが、昨日も一般質問でお答えしました若宮神社から東バイパスへ抜ける12メートル道路を16メートルに変更いたしました。それから、それぞれ見直しポイントにつきましては、廃止に伴う図面の縮尺がかなり大きいものですから、それぞれの交差点の交差点のところに入っています隅切りと呼ばれている部分が路線廃止に伴って変更となりますので、その部分が見直しというところになります。

また、於曽公園につきましては、本線の確定、いわゆるただいま県のほうで行っている予備設計のほうです。こちらのほうで詳細設計を行ったところ、一部、公園の用地に路線がかかるという形になっておりますので、その代替としまして、於曽公園の不足する面積0.75ヘクタールに対しまして、新たに、もともと市が所有している用地0.6ヘクタールを見直しとして差し込むものであります。

最後に、それぞれの線引きされている用途地域、それから、準防火地域につきましては、路線の廃止に伴う用途地域の変更となります。というのが、やはりこれも図面で縮尺的にちょっと分かりづらいんですが、今回、沿道型と言いまして、都市計画道路、例えば16メートル、12メートルある道路の外側から30メートルの部分が用途地域でそれぞれ指定されていますが、路線廃止に伴い、両端の位置が現道の道路に戻りますので、その差分で

すね。この図面でいくと多分線1本にも満たないぐらいの変更となります。

これが今回、都市計画の見直しということで、全部の5つの項目の見直しを行っているところであります。

以上でございます。

- 委員長（中村勝彦君） 説明は終わりました。都市計画道路の件で様々でありましたけれども、幾つかの計画が関係しているということでした。

委員の皆さんから確認事項ございますか。

佐藤委員。

- 委員（佐藤浩美君） それでは、お願いします。

まず、この都市計画道路の塩山駅千野線というところで、上のほうを廃止されたということなんですけれども、北口から北へ向けて12メートルの道路を造るということだと思えますけれども、その辺りの混み具合、車の混雑状況というのはそんなにすごく大変なことなのかな、どうなんだろうという気がするんですけれども、その辺はいかがでしょうか。

- 委員長（中村勝彦君） 野田建設課長。

- 建設課長（野田一寿君） お答えいたします。

実際に通常道路の混み具合とかとなりますと、5年に一度行われる交通センサスで交通量というのを調査を行います、こちらの付近については、ちょっと参考になるような交通量はございません。また、今現在、塩山駅の北口につきましての混雑といいますと、認識をしている意味でいいますと、混雑とは認められてはいない状況です。というのが、やはりこの都市計画道路で右側に位置しています国道411号、東バイパス、やはりこれが空いたことによって、幾つかこういう地域の話を耳にする中でいいますと、北口へ向かうよりも下りてくる車がそのまま南口のほうへ向かう傾向が多いと。例えば通勤とか通学とか、子どもの送り迎えとかいきますと、神金・大藤地区もこのまま、大菩薩嶺線のほうも空きましたし、新赤尾橋を経由して南口へ回るといことが多いね、という話は聞いています。ですから、混雑具合としては、混雑をしているとか渋滞を起こしているという認識はございませんが、今このまだ残している北口から、それから産業技術短期大学前、この道が将来にわたって空くことになれば、今度正面に大きな道が入りますので、そこまた車の計画的、想定する交通量というのは変わってくるのではなかろうかと、このように思っております。

- 委員長（中村勝彦君） ほかにございますか。

佐藤委員。

- 委員（佐藤浩美君） だから、将来的にここが空けば交通量も増えてくるのではというふうに思うんですけども、ここを塩山駅北口、南口も含めて一体的に歩いて歴史を感じられる道路というか、そういうコンセプトで計画を進めてきたのではないかというような気もしているんですけども、私がちょっと北口のところを疑問に思うのは、あまり混んでもいないのにそこを広げる必要があるのかなというふうにちょっと思うのと、それからもう一つは、連動してですけども、南口から下於曽線の於曽屋敷のところの道路、16メートルになるということです。小林委員も一般質問で質問されていましたが、どうなのでしょう。その道の、特に北口の道の必要性というのはすごい、そのことによってまちが豊かな歴史を感じられるまちのためのポイントとなる道路になるのかということ。

それからもう一つ、話がまとまらなくて申し訳ないんですけども、塩山駅から於曽屋敷のあるその道路を16メートルにするという、何か歩ける、歩いて町並みを散策して、甘草屋敷のほうもつながって、そしてずっと塩山温泉郷とか今の町屋のあの辺まで歩いて楽しめる、そういうところを整備して落ち着いたまち並みにしていくというコンセプトのようなものをやるのにどうなのかなという気持ちがするんですけども。その見通しというんですかね、歩いて歴史あるまち並みを楽しめるという、そういう観点からしてどうかということを伺えればと思います。

- 委員長（中村勝彦君） 野田建設課長。
○ 建設課長（野田一寿君） お答えいたします。

今回この見直しを行うに当たり、やはり令和4年でございますか、まず第一段階として都市計画道路の見直し、廃止等について当時検討いたしました。それから、今回に至り、法手続に入ったという中で、まだ都市計画道路、この塩山駅を中心とした北口、まずこの展望としましては、やはりこの道路は必要だということは当時から認識しております。今現在において考えましても、やはりまず歩くまち並みを形成する、そういった意味で都市計画道路、それから歩道の整備という一体化した考えの中で、塩山駅というのは南北自由通路がございまして、道路での南口、北口の車両等の通行等はできない状況ですが、こういった例えば町屋の部分につきましても、駅北口、それから甘草屋敷、南口の於曽公園、こういったものを生活道路として捉えた場合、そういった車両等の通行もも

もちろんありますが、そういったまちを今後よく見せていく、塩山市内の駅の利用で観光シーズンなんかになりますと登山客等が増えてくる。そういった中で、やはり自分たちの持っている文化的な資源、こういったものにも目を配れるということを考えますと、こういった道路はまず残す必要性があると、このように判断をして、東バイパスに関する代替となる上の産業技術短期大学前から県道へ出るところは廃止と考えておりますが、まち並みを形成し、また、地域のコミュニティとしてそういう歩ける場の空間の提供、こういったものは必要不可欠だと認識しております。

南口を16メートルにしたのも、やはり立地適正化計画でこの用途地域の中で居住誘導をかけていきたい、低未利用地の解消に努めたい、そういった中でも16メートルにし、停車帯、路側帯をしっかりと設ける。それから、そういった歩道整備というものをしっかりとした中で、まち並みの景観を見渡せるような、皆が本当に塩山をそういった文化財、史跡等をもう一度見直しながらしっかり塩山にこういったところがある、そういったPRも十分可能な道路だと認識して、この見直しのほうを、12メートルを16メートルにし、また北口のほうも今後事業の展開が進められるよう残したところであります。

- 委員長（中村勝彦君） 小林委員。
- 委員（小林真理子君） 一般質問でいろいろ答弁いただいたんですけども、時間が気になり過ぎて、ちゃんと聞きたかったところがいっぱいあったんですけども、市長に言われた一言がとてもすごく残念で、道は嫌いですかと。嫌いとか好きとかでやっているわけではなくて、必要かどうかという判断をしたくてこの間質問したんですけども、そういう答えだったので、また12月に改めて市長に話を聞きたいと思っておりますけれども。

ウォーカブルということについて、私も再三質問したんですけども、やっと上於曾本町神田線のときにウォーカブルということを課長も答えてくださったんですが、ウォーカブル、今言っていらっしゃいましたけれども、広い道で景観を見渡してウォーカブル、歩いて回れるというんですが、一般質問でも言いましたとおり、広い道路って日影がないですし、ではかといってどこでも渡っていいわけでもなくなりますし、ナフコのところの前の通りで一番困っていらっしゃるのは、横断歩道がなくて、広過ぎて、つけてほしいんだけどと言われて、私も警察署と掛け合ったところ、近くに信号があるから、そんなにあちこち横断歩道をつくれないうのが目指すべきウォーカブルなんですか。

- 委員長（中村勝彦君） 野田建設課長。
- 建設課長（野田一寿君） お答えいたします。

昨今こういった計画とか、それから道路整備、ウォークابلという言葉が非常に目立つ事案になってきています。先ほど申し上げたとおり、県とも今、協議を進めている中でも、やはり駅前の通り、植樹帯は必要。また、その植樹帯というものも、道路の位置づけ、捉え方によっては低木のものがあったり、高木、中木、いろんな種類があると思います。こういったところは、大通りと考え、市の本通りになるという重要な位置づけ路線で考えていますので、そういった高木対応も考えていきたいと、県とは重々話を進めております。

また、歩道を広げて、何がそういったウォークابلにつながるか。例えばこのウォークابلに関しましては、ただの歩道整備、工事をして施工して仕上がりれば、それは形には歩道になります。ただ、そういったところで、このまちなかの例えば道路残地等とか、そういったことが出てきます。そういったようなところへ簡易的にベンチが置けたりとか、また、その周りの近隣の人たちが使いやすくなるような空間整備、こういったものもウォークابلに入っております。ですから、今の南口の道路に特化していきますと、そういった於曽公園の見せ方に対してそういう道路を、何ていいますか、キッチンカーまでとは言いませんけれども、そういったようなものの催しみたいなものとか、都心部とかそういったようなところに行くと、よく歩道で物が出ていて、ちょっと私も表現があれなんです。そういったようなことの占用みたいなことも今、国土交通省ではいろいろと規制の緩和ということをしております。そういった将来像の展開を見据えていった中で、甲州市としてそういったものをしっかり整備し、また、通学、それから通勤、そういう歩く歩道の目的以外にもそういった市の全体、まちづくりを見せていけるような、そういった歩道のいわゆるウォークابل、歩きたくなる道路ということで考えています。

また、ただ、先ほど委員おっしゃったように、横断歩道ですね。こういったものというのはなかなかやはり、警察とも我々も何回も掛け合っています。ここ行ったほうが近い、だからここに横断歩道が欲しいんだ。やはり委員おっしゃったとおり、警察ではなかなかそういったところが難しい。というのは、警察のほうも道路というものは歩道だけでなく車道、車の社会というものもきちり線を引かなければならない、これは常々よく言われています。

ただ、こういったものも造る前からの計画と、造った後に交通量はどうなるんだろうと、いわゆる計画交通量と申しまして、それに対する現況交通量というのが道路が空いた後

にはできます。そういったところも我々は今後、吟味していきながら、例えばこれだけの交通量になった、だけれども、人もこれだけ増えている。それから、こういったところに横断歩道をつけていただきたいと。そういったことを、お互いにそういう警察機関と協議をしながら、今後、市のまちづくりに沿う道路造りということで、そこも県とは今、協議をしながら、なるべく緑の多い、そういった話も進めながら、今検討しているところであります。

○ 委員長（中村勝彦君） 小林委員。

○ 委員（小林真理子君） たくさん聞きたいことがあって、まとめたほうがいいですね。

○ 委員長（中村勝彦君） 大丈夫です、どのようでも。

○ 委員（小林真理子君） 一般質問では個人宅名は言わなかったんですけども、タナベさんのところの史跡、土塁は歴史的風致維持向上計画の中で珍しいものであるというのですが、そこはぶち抜くんですか。

○ 委員長（中村勝彦君） 野田建設課長。

○ 建設課長（野田一寿君） お答えいたします。

こちらの都市計画で、やはり道路計画というものを打ち出している限りは、道路を通すと考えております。ただ、そういったものの価値のあるものとか、そういったものに関しましては、これも既に県と協議をした中で、例えば復旧といいますか、そういったところをただ無造作にコンクリート、それから塀にすると、そういったものではなく、今あるそういったものをそのまま生かしながらとか、そういったものの構造物等を極力残しながらできる考えを持っております。

また、文化財としての何ていいますか、位置づけはそちらのほうされてはいないので、そういったところについては、やはり景観重視というような中で工事の施工で対応できるところはしっかり対応していきたいと考えております。

○ 委員長（中村勝彦君） 小林委員。

○ 委員（小林真理子君） 分からないですけども、すみません。やはり計画図を見るとしっかりかかっているんで、その土塁のところは。造り直したものは、やはり造り直したもので、昔からあるものをどうやって残していくかというのが歴史的風致維持向上計画だと思うんですね。でも、きれいなまちを見せたいから、この広い道路を整備していくということで、そういうものを壊していいのかというのは私、別問題だと思っています。あと、答弁の中で、一般質問の中で、東一条のほうがあるから、地域コミュニティ

は分断されないで、むしろ新しいコミュニティができるというお話でしたが、この16メートルのところ、やはり人家がいっぱいかかっておりまして、そういう人たちの地域コミュニティはなくなると思うんですが、その方々はどっか違うところに、それともまとまって住んでもらうのか、ちょっとどんな計画なのか私にはさっぱり分からなかったんですけれども、お願いします。

- 委員長（中村勝彦君） 野田建設課長。
- 建設課長（野田一寿君） お答えいたします。

今の委員の質問に関しましては、やはりこれは何ていいますか、用地交渉という言葉を使っていますが、当然、土地の取得という話にまずなります。そういった契約の段階で相手方さん、地権者さんとの話合いを行います。当然、例えばその道路のかかり具合によっては、残った自分の敷地で家を建てられる方もいます。また、中にはそういった、もうちょっと残地的には無理だというようなことがあれば、いわゆる代替地という話になってきます。

ここら辺につきましては、基本的には個々の地権者さんの考え方、それから要望ですね。そういったものをどうしても交渉していかなければなりません。ですから、今の時点でこうですということはちょっとお答えするのは難しいんですが、当然その低未利用地と、私が答弁しました東一条、そういったようなところの土地利用とかで、例えば当然いわゆる代替地ということですから、そういった方への交渉みたいなものをして、家の土地、そういったところへ充当してもらって構いませんよという人が出てくれば、そういったところで交渉を進めていって、土地利用をしてもらう。これはあくまで個人のやはり見解になってしまいますので、そういった交渉の中で順次進めていく考えています。

- 委員長（中村勝彦君） 小林委員。
- 委員（小林真理子君） 道の話はまた12月に続きをしたいと思います。

あと、立地適正化計画のちょっと気になることがあって、アドバイザー会議が8月に行われて、その会議録があったので、読みました。もろもろ意見がたくさん出ていて、立地適正化計画を中間見直しありきで取りあえず作成するんだというふうに受け取ったんですけれども、未利用地を宅地にしていくためにどうしていくんだというご意見があった中で、区画整理もいずれは考えていきたいけれども、今現在でも間に合わない。なので、中間見直し、5年後のときにはそこを何とかしていきたいみたいな話なんですけれども、取りあえず作成しなければならないというよりも、私は3か月であと結果を

出すというよりも、少し先延ばしして、1年くらい置いたらどうでしょうかね、と思ったので、あの会議録を読みまして、すごくよく議論されていて、私の疑問のところも、委員の皆さんも話をしたり、出ていたりしたので、いかがでしょうか。

- 委員長（中村勝彦君） 野田建設課長。
- 建設課長（野田一寿君） お答えいたします。

アドバイザー会議でやはりいろんな意見は出ます。私たち当課としましても、やはり検討事項というのは検討していきたいものです。今、委員おっしゃったとおり、1年先延ばし、2年先延ばし、策定をそんな急がずにというのも一つの考えとして確かにあると思います。ただ、今現在、策定に向かって進んでいるという状況の中で、立地適正化計画の中で各種いろんな事業等が当然発生してきます。やはり事業ということを考えますと、立地適正化計画の策定を急ぎたいというところではありますが、ただ、今言った何ていいますか、土地利用の特に区画整理という話になりますと、どうしても一定以上の時間は本当に必要になってくると思っています。というのが、1年、2年とかの先送りではちょっと対処ができない。

ですから、言われてしまえば、確かに策定を急いでいるというところもありますが、土地利用の区画整理ということになりますと、やはり最終的にはどうしても地権者の方々に組合設立までの意思表示というものは必要だと認識しておりますので、そこへ行き着くまでには数年以上かかってしまいますので。そういった意味で、私どもの中では、今後の見直しの中だと。ただ、今後の見直しの中に関しましても、今、検討業務という検討をやっている中で、既に事例、議案として私たちは捉えておりますので、この計画自体、長期の計画です。ですから、昨今ですと、山梨市も今、見直し評価にも入っていますし、それぞれの自治体というのは5年とか10年以内には大体見直しを行っております。

そういったところで、今既に検討をしているものについては、今後しっかりと議題に上げた中で、見直し等で対応していきたいと、このように思っております。

- 委員長（中村勝彦君） 小林委員。
- 委員（小林真理子君） いや、立地適正化計画はマスタープランより上位計画になってきますよね、高度版で。中間見直しありきというより、やはり中間見直しはそのときのちょうど社会情勢に合わせて見直しをするものだと思います。なので、中間見直しのときにそこを追記していけばいいと思うので、まずは作成をというのでは、私は……。この道路も、この計画道路、南側のところをメインに置いていますというような説明の中

で、では何でそれをしなければならないのかというのはちょっと私には理解できなかったんですけれども、未利用地を何とかしていくためにここは必要なんですと。市長も、こういう甲州市にするためにこの道が必要なんだという答弁でもなかったの。では未利用地を何とかするための立地適正化計画で、さらにこの都市計画道路であるというのであれば、未利用地の計画が定まっていないう中で、立地適正化計画としていいのかというのは、私はそうじゃないと思うんですね。

あと、アドバイザー会議の中で、人口密度が25.3、今1ヘクタール当たり。その中で今度は20人パー・ヘクタール、1ヘクタール当たり20人を目指していきますと。20人というのは可能なんですか。

- 委員長（中村勝彦君） 野田建設課長。
- 建設課長（野田一寿君） 答えいたします。

一つの目標値ということで捉えておりまして、それに対して、やはりこの計画を策定して、ただ策定するという、それを前進させていくという中で捉えておりますので、目標値としてそれをしっかり定めた上で、それが実現できるようにしっかり数値にしていくつもりであります。

- 委員長（中村勝彦君） 小林委員。
- 委員（小林真理子君） 人口密度も目標値を出していただいて、低未利用地の活用のために都市計画道路を造っていくと。先ほども言いましたけれども、ちょっと先延ばしにするのは難しいかもしれないですけれども、行政はなかなか1回決めたものを1回立ち止まってというのは難しいと思うんですが、でも、やはり低未利用地を活用するための立地適正化計画であるのであれば、中間見直しのときにそこを何とかしますではなくて、少しそこまでやってから策定したほうがいいと思います。
- 委員長（中村勝彦君） 佐藤委員。
- 委員（佐藤浩美君） すみません、先ほどの道の話に戻って申し訳ないんですけれども、どうしても何か先ほど塩山駅から北に向かったの道、混雑状況、今の状況を考えて、でも、新しい道になればもっと増える可能性があるということだったんですけども、いやどう考えても、411号線がある、そこでかなりの皆さん、スピードもある程度出てすーっで行ける。それで、千野から塩山駅北口へ行く道があって、でも、そこは車で線路をまたぐわけにいかないから、結局どちらかへ逃げないといけないわけだから、そんなにそこが混雑する、道を通る車が増えるだろうかというどうしても疑問が拭えないんですね。

それと同時に南へ向かって、於曽屋敷へ向かっていく道も、そこには、南のほうに新しいお家を建てていくという、そういうことのもくろみもあるかもしれないけれども、やはり411号線があるから、それほどそこに広い道が必要なんだろう。むしろもし道をあれするんだったら、先ほど荻原委員がおっしゃっていたように、例えば温泉郷とかいろいろなところを巡って歩いて、ウォーカブルな、歩いて行ける、石畳にするとか、何かそういうような、そういう道の全体的に考えて、広い道ではない道を造る、石畳のようなむしろ歩くほうを主に考えるような、そういう道のほうがいいのではないかという気がむくむくとしてきたんですけれども、そういうような、全体でこの市の歴史的なまち並みを歩いて、回遊性と言いましたかね。そういう全体の中でこの道を考えていくというふうには、もはやならないのでしょうか。そんな考えについてはいかがですか。

- 委員長（中村勝彦君） 野田建設課長。
- 建設課長（野田一寿君） お答えいたします。

今現在、この見直しに当たって、この道は必要だと本市では判断をいたしましたので、こちらのほう、今後も計画ということで残す考えであります。

- 委員長（中村勝彦君） 日向委員。
- 委員（日向 正君） すみません、確認のような話ですが、まず、新しく駅の南口から道路ができるということですが、この都市計画図を見る限り、第1種の低層住宅とか第2種、緑色が多くなっていますよね。この緑色のままだと、ちょっと話があるように、道路が空いたからといって、商業資本がお店を造るとか、にぎわいを見いだすような投資をするということは考えられなくなるんですよ。それはなぜかということ、やはりこの用途指定における建物の制限条件があるからということになるわけですね。これはもうご存じのとおり。

そうすると、この都市計画図で、道路はここに入れますということは分かったのですが、今、佐藤委員なんかのことも多少関係するんですが、まちづくり、どういうまちをつくるのかという切り口からいくと、道路は造りました。だけれども、まちづくりはこれまでの都市計画の指定のままですということになると、新しい商業資本も来れない。今までの人たちがそこに住む。その結果が今、駅前通り、つまり青橋から赤尾橋というんですか、この道路はできたんですけれども、まちづくりができていないんですよ。

一つ言うと、例えば駐車場はない。だから、商売ができないからどんどん辞めちゃっているわけですね。それでシャッター通りになると。シャッター通りがまちづくりの目

的ではなかったはずなんですよ。何が足りなかったかという、道路を造ることは、こうやってお金が国から出たり、いろいろ応援はできて造るけれども、甲州市のまちづくりという検討が十分されないままで随分昔につくった都市計画の指定地域、これが生きたまま進んでいるんですよ。ここはちょっと矛盾が来ていると。やっぱりこの都市計画図というものを検討するのであれば、道路ということは確かに社会ニーズがあって必要なのかもしれない。だけれども、それに付随するまちづくり、まちの形というのは一体どういうものなのかと。駅前にちゃんと駐車場があったら、もしかしたら今のような商店がなくなるようなことがなかったかもしれない。今、中銀の本当に駐車場が閉鎖するだけで大騒ぎですよ。もう次から、次からというか、今、何人かは、もう駅前通りからまた撤退しようという話も出ているぐらいですよ。

つまり時代の流れのまちづくりと、こういう昔から、もう本当に過去のまちづくりというんですか、駅前が商業地域だといって赤で決めるというような概念とちょっとバッティングしているし、ちょっとその見直しが十分じゃないような気がします。つまり道路を造ること、私、小林さんの話じゃないけれども、道路は嫌いですかと言われたら、道路は嫌いとは言いませんけれども、まちづくりという概念で検討した結果、必要な道路という、要するに流れがあまり見えてこないんですよ。道路が先なんですよ。

確かに事業というのは、こっちを先にやって、あとは考えるということがあるんだけど、考える要素として、あまりにも昔のままの都市区域の指定、これがそのままだと、ちょっと道路はできたけれども、誰も住んでないないということが起こる可能性があるもので、その辺の感覚、検討というのは今どんな状態で進められているということでしょうか。

- 委員長（中村勝彦君） ここで1時間たちますので、休憩にしたいと思います。再開を2時10分といたします。

休憩 午後 1時59分

再開 午後 2時13分

- 委員長（中村勝彦君） 再開いたします。

日向委員。

- 委員（日向 正君） すみません、もっと小刻みにいろいろな場面で発言をしていればいいんですけども、なかなかそういう機会を、勇気の要ることですので、小林委員の

ように勇気がないので、言えないというか、そういうことですが、まとまって言うと、やはり大きな問題にぶち当たってしまいますので、質問をしたり、意見の交換をしたりすることがかえって難しいだろうなと思ってしまうので、今日のところはそういう意見を言わせていただきましたので、私としては次に、もっと勇気を持って発言をすると、お聞きするというふうなことを申し上げて、何というのか、引き取るというのか、そういうふうにしたいと思います。よろしくお願いします。

- 委員長（中村勝彦君） また次回にということで、承知しました。

ほかに発言ございますか。

小林委員。

- 委員（小林真理子君） 立地適正化計画の話をもう一回いいですか。用途地域がこれあって、立地適正化計画を策定すると、用途地域外へのいろいろ開発をしたりというのは申請が要るとか要らないとかというのをちょっとすみません、うろ覚えで、何かそんなのを読んだ覚えがあったんですが、お願いします。

- 委員長（中村勝彦君） 野田建設課長。

- 建設課長（野田一寿君） お答えいたします。

委員おっしゃるとおりで、届出が必要となってきます。ただ、その届出が必要になってくるのが立地適正化計画で定めるところの都市機能施設に限定されます。

- 委員長（中村勝彦君） ほかに発言はございますか。

では、課長からの説明に対する質問を終わりにして、次にいきたいと思います。

通告がありました環境センター跡地について、佐藤委員、お願いいたします。

佐藤委員。

- 委員（佐藤浩美君） 環境センター跡地の公園の計画が進んでいるかと思うんですけれども、9月に入りましたので、どのような計画が進んでいるのか、概要が分かればお願いします。

- 委員長（中村勝彦君） 野田課長。

- 建設課長（野田一寿君） お答えいたします。

現在、図面のほうはほぼほぼ仕上がってきました。予定どおりといいますか、10月中旬に地元説明会を開催する運びであります。今の時点は、平面図に基づくいわゆる配置的なところの段階に入っております。また、この住民説明会を通しながらも、今急いでやっているのは、公園を造るのに当たって、今度は積算業務というのにも必要になってきます

ので、今そちらのほうへ移行しながら、10月末に地域説明会を開催できるように進めているところでございます。

○ 委員長（中村勝彦君） 佐藤委員。

○ 委員（佐藤浩美君） では10月末には地元住民の説明会があるということですね。

大体それをやるということは、固まった図面が提示されて、こういうことですよということですね。例えば地元住民がもっとこういうものを入れてくれないかといっても、もうそのときにはちょっと受け入れられないということですか。

○ 委員長（中村勝彦君） 野田課長。

○ 建設課長（野田一寿君） 答えいたします。

基本的にはその計画平面というのができて、それをもって説明をします。例えばもうその積算上にすごくとか、例えば要望はかなえてあげたいけれども、こういったものの設置ができないとか、そういったものはちょっとあれですが、基本的には内容を加えるというものは、大体多くは配置の問題とか、どういったものというのできますので、その要望とか物が説明会で上がった中で、対処できるものは対処していく、このように考えております。

○ 委員長（中村勝彦君） 佐藤委員。

○ 委員（佐藤浩美君） 分かりました。大体そのときになったら微調整という感じですかね。

基本的には芝生のグラウンドゴルフ場のある公園という形だと思いますけれども、近隣の環境にも悪影響を及ぼさないような、こういうもので、みんなが憩えるコンセプトということでよろしいんですね。その方向に向かって計画を進めていただければと思います。

○ 委員長（中村勝彦君） 地元とはどこですか、居住者のみになりますか。地元の範囲はどこになるのでしょうか。

野田建設課長。

○ 建設課長（野田一寿君） 答えいたします。

地元説明会と称しますが、基本的にホームページ、それから広報等を通じて、次回の広報にも載せる予定でいますので。場所はなるべく現地近くの公民館を考えています。それに関しては別に地元を規制するようなことはございませんので、参加希望者であれば構いません。

- 委員長（中村勝彦君） では、続きまして、花月ビルの跡地、立地を生かした市民の憩いの場としてということで、お二人の方から通告がありますので、まず通告順に佐藤委員、お願いいたします。

佐藤委員。

- 委員（佐藤浩美君） お願いします。

私一般質問で、甲州市にはちゃんとした児童館がないということを言ったんですけども、特に中学生、高校生、割合高学年のほうの人たちが集まって、自由に集まれる場所がないのではないかと、居場所ということをやったんですけども、花月ビルの跡地の2階、3階、そのようなところをそういう場所に整備するということとはできないかということで伺います。

- 委員長（中村勝彦君） 野田建設課長。

- 建設課長（野田一寿君） 答えいたします。

今現在、花月ビルに関しましては、まだ検討段階中でございます。今、佐藤委員おっしゃったようなことも選択肢の一つとして検討議題に上げておりますので、今後さらに精査をして方向性を決めていきたいと考えております。

- 委員長（中村勝彦君） 佐藤委員。

- 委員（佐藤浩美君） 本来なら、本当にちゃんとした立派な児童館が欲しいんですけども、それがなかなか難しい、現状ではね。理想的に言えば、造ってほしいんですけども、それがなかなか難しいときがあって、居場所をきちんと確保するというので、ぜひ前向きに検討していただければと思います。よろしくお願いします。

- 委員長（中村勝彦君） 荻原委員、ちょっとかぶるところもあるので、重複を避け、お願いします。

- 委員（荻原哲也君） 僕はやっぱり一般質問のほうで趣味の家ですね。延寿荘に併設してあった、あそこの趣味の家にあったいろんな何でしょうか、短歌であったりもろもろあるわけですけども、そういった趣味を生かした形での集える場所。

ちょっと思ったのは、先日、山日新聞に掲載されていたんですが、NPO法人で健康マージャンですね。既にもう勝沼健康福祉センターでも実施があって、毎回30名ぐらいの参加の方があるというぐらい人気の講座というふうにはお聞きしているので、例えばここでもあるように、飲まない、吸わない、賭けないというところで、やはり競技なんですけれども、そういったものをNPO法人に委託を任せて、そこをうまく使いながら、子

どもからお年寄りまで楽しめるようなという流れができればなというふうに思ったものですから、そういった形の利用。要は民間に運営を任せて、その健康マージャンに特化せずにでも、本体の整備、花月ビルの整備は市のほうで行って、実際の運営のほうをそういったNPO法人に任せるといえるようなことができるのか。もしそうした場合についての課題であるとかそういったものについて教えていただければと思うんですが。よろしくお願ひしたいと思ひます。

- 委員長（中村勝彦君） 野田建設課長。
- 建設課長（野田一寿君） お答えいたします。

いろいろ検討はしているというところを先ほど佐藤委員のほうには説明をしたところですが、今、荻原委員の言われたところは、ちょっとまだ考えてはおりませんでした。

そういった箱物の整備、それからそういったものを市のほうで、また、その後そういったものがNPO法人ないし、そういう民間ということになりますと、やはり指定管理とかそういったことも一つの視野に入ってくると思いますので、そういった場合には、早期にということとはまたいろいろな検討等が入ってくるので、早期にできるかどうかというのはちょっと判断しかねるところであります。

一つの検討として、まだ検討は続けておりますので、一つ考えられるようにしておきます。

以上です。

- 委員長（中村勝彦君） 荻原委員。
- 委員（荻原哲也君） そうですね、こういったもの、競技としてもすごく面白いですし、そんな形でいろんな人が集えるいい呼び水になると思いますので、こういった選択肢も含めてぜひ検討のほうをお願いしたいと思ひます。
- 委員（佐藤浩美君） すみません、今ので、聞いたので言わせていただきますけれども、確かに健康マージャンって物すごくいいと聞きます。なぜかという、お年寄りから子どもまでできる。しかも、甲府市のほうで先行でやっていらっしゃる方々は、例えば不登校の子どももそこへ行って、大人と対等に、自分に何か特別な配慮をしてもらうことなしに対等な関係で遊ぶ中で社会性を身につけていくという、そういうすごく効果があるということを聞いたりするので、今思ったんですけれども、中高生の集まる場所、こっちは健康マージャンを週に何回かやるというのもいいかなと思ひました。そういうことも参考によろしくお願ひします。

- 委員長（中村勝彦君） 要望ということでよろしいですかね。

ちょっと全体的に今どういう状況にあるのかをご説明いただいたほうがいいかなと思いますけれども、周りからの意見をどのように吸い上げるのか、今、検討状況がどうなっているのか。今どの段階にあるのかがないと、今こういった形で、あれもよいのではないということも提案になると思うんですけれども、提案をどのように受け付けていくのか、その辺ですね。ちょっと今の状況で、庁内で検討されているのか、検討されているのか、どんな状況にあるのかお願いいたします。

野田建設課長。

- 建設課長（野田一寿君） お答えいたします。

今やはりこの駅前という一番いい場所というふうなところの中で、どういう検討をしているかといいますと、一つは、まずこういった都市機能施設に該当するようなものにならないとか、それから、そういった1階部分の休憩所、今まで涼みどころとかそういうことも、給水スポット等も検討する中で、1階部分は待合休憩所、2階、3階についての検討というところの中で申し上げますと、やはり都市機能施設という、まだちょっと広い段階で考えています。幾つか案はございますが、そういった案の中を今後は絞って行って、方向性を出す、そのような今段階でございます。

- 委員長（中村勝彦君） では、建設課に関しまして、全体を通して確認事項はございますか。

（発言する者なし）

- 委員長（中村勝彦君） なければ、建設課は以上となります。

続きまして、上下水道課より、まず初めに課長より説明がございます。

資料等がありますか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

- 委員長（中村勝彦君） では、ちょっと席替えの時間を取りたいと思います。

審議会等の進捗と状況報告ということでありますので、説明を聞き取りの後、確認事項がありましたら発言を受け付けたいと思います。

杉野上下水道課長。

- 上下水道課長（杉野 栄君） それでは、最後のほうでお時間いただきまして、ありがとうございます。

上下水道課より、本年度より開催をさせていただいております水道審議会並びに下水道

事業審議会の経過についてご説明をさせていただきます。

最初に、水道審議会の経過でございます。

水道事業につきましては、事業の適正かつ効率的な運営を図るため、令和2年3月に作成しました甲州市水道ビジョン経営戦略の見直しと、併せて適正な使用料について、水道審議会による審議を開始しております。

7月30日に市長より委嘱並びに諮問をさせていただきまして、同日に第1回審議会が開かれ、水道事業の概要について、また、今後の審議内容等についてご審議をいただきました。

明日、9月13日には第2回の審議会が開催される予定となっております。

委員につきましては、区長会、学識経験者、商工会、男女共同参画推進委員会、一般公募2名、水道事業の経験者など、計10名で構成をされております。

計画では、令和4年度、5年度に検討することとなっておりますが、コロナ禍からの回復傾向にある時期であったため、時期をずらし、令和5年から検討を開始し、本年、令和6年度より審議会を開催することとしました。

次に、下水道事業審議会についてでございます。

下水道事業につきましては、水道と同じように事業の適正かつ効率的な運営を図るため、令和4年2月に策定をさせていただきました甲州市水道事業経営戦略の見直しと併せて、適正な使用料について、下水道事業審議会による審議を開始しております。計画では、令和4年度から検討を開始し、令和5年度に審議会を開催する予定でありましたが、水道と同じようにコロナ禍からの回復傾向の時期であったため、時期を見送ったこと。また、事業分析には最低3年間の決算資料が必要となるため、令和5年度から準備を開始しまして、本年、令和6年度より審議会に諮ることとしました。

委員は、区長会、学識経験者、商工会、シルバー人材センター、保健環境委員、男女共同参画推進委員会、一般公募2名など、計11名でございまして、7月30日に市長より委嘱と諮問をさせていただきました。また、同日に第1回審議会が開催されまして、下水道事業の概要、今後の審議内容について審議をしていただきました。

その後、8月29日には第2回審議会が開催され、前回の答申の確認、使用料の状況や経費の節減策などについて審議をしていただきました。

今後の予定につきましては、来週、パブリックコメントの募集をすることとさせていただきまして、募集要項を9月広報に掲載させていただきました。ホームページのほうは

追って掲載をする予定でございます。

以上、事業の審議会につきまして、進捗を報告させていただきました。

以上でございます。

- 委員長（中村勝彦君） 報告がございました。

確認事項がありましたらお願いいたします。

小林委員。

- 委員（小林真理子君） 去年の決算委員会で伺った広域化のほうは、今どんな進捗状況ですか。

- 委員長（中村勝彦君） 杣野上下水道課長。

- 上下水道課長（杣野 栄君） お答えいたします。

水道事業、下水道事業ともに広域化、ほかの市町村との連携をすることとなっております。今現在は分業体制で、項目ごとにグループをつくって話し合いを進めているところでございます。両事業とも、小さい県でありますので、県が主導的な立場になって全体的なおまとめ役をしていただいているところでございます。

水道については、峡東3市で話し合いを始めたところでございますが、そんなには進捗というところでは進んでいない状況ですが、まずやれることというのは、システムの統一とかそういったことについて協議をしているところでございます。また、広域的に効率よく漏水調査とかする方法とかが幾つかありますので、それについて協議をしているところでございます。

下水道のほうにつきましては、峡東流域下水道で1グループつくってございますので、そちらのほうで、県が主導的な立場になって話し合いを進めているところでございます。

また、浄化槽のほうにつきましては、甲州市が幹事役となってございますので、定期的に会議を開いて話し合いを続けているところでございます。

以上でございます。

- 委員長（中村勝彦君） 小林委員。

- 委員（小林真理子君） 広域化は進めたほうがいいのかと、この間、今年の夏、富津市に交流事業で伺ったとき、そっちのほうはもうみんな広域化されていて、台風なんかで断水しても広域化されているから、ほかのところからも来てくれるので、独自に単独で市で対応することがないんですよというようなお話を伺ったので、広域化していくメリットというのは大いにあるのかなと思うので、いろいろ大変だと思いますけれども、

全部企業会計で賄わなければならないので。ぜひ人員をね、技術職の方も確保したり大変だと思うんですが、引き続きよろしくお願いします。

- 委員長（中村勝彦君） 杣野上下水道課長。
- 上下水道課長（杣野 栄君） 委員の意見に対して述べさせていただきます。

皆さん、例えば水道のほうでは、災害が起きたときの支援体制についてご心配をされているかと思いますが、水道事業に関しましては、日本水道協会という全国の自治体の集まりがございまして、山梨県では甲府市が日本水道協会山梨県支部の支部長をしております。甲府市が頭になって、その下に私たち甲州市ほかの市町村がいるわけでございますが、相互に支援をするようになってございます。

数年前に大和の鶴瀬とかで大断水を起こしてしまいまして、誠に申し訳なかったんですが、あのときも甲府市さんが声をかけてくれまして、私どもで山梨市、それから甲府市の給水車を、ポンプ車を借りまして、時間はかかりましたが、復旧もさせていただいたような形がございまして、日本全国もグループ分けをしてありまして、関東支部とか中部支部とか北陸、北海道とか。山梨県が駄目になっても、例えば横浜市が支援に来てくれるとか、もう文書化されていまして、そのシステムももうつくってございまして、実際、能登半島のときはそれに従って支援をお互いに行っているような状況でございまして、そのルールに従ってスムーズにお互いの支援をしていくつもりでございまして、ご理解をお願いいたします。

以上でございます。

- 委員長（中村勝彦君） ほかに確認事項はございますか。

平塚議長。

- 議長（平塚 悟君） 水道事業、それから下水道事業と審議会が2回目ぐらいということで、実際に審議が始まったというところであります。市政の概要の中で、市長も適正な使用料金についてというところに言及されておりました。事業課として、この2つの審議会をスケジュール感というのをどのように捉えているのか。答申までのスケジュール、そういったのはどういう予定でいるのか、分かりましたらお答えをいただきたいと思っております。

- 委員長（中村勝彦君） 杣野上下水道課長。
- 上下水道課長（杣野 栄君） お答えをいたします。

水道の審議会のほうは、審議会を四、五回ほどで何とか答申のほうまでいただきたいな

とは考えておりますが、何分、審議委員さんのほうに審議を委ねていますので、その辺りははっきり申し上げることができませんが、何とか今年度中には結論を出していきたいと思っております。

また、下水道事業に関しましては、今回は水道と下水道、2つでございまして、できる限り市民の皆さんに負担が少なくなるように考えたいと思っておりますので、下水道につきましては、今年と、それから来年にかけて、2か年にかけて審議のほうをしていただきまして、結論を出していこうかというふうに審議会には諮っているところでございます。

以上でございます。

- 委員長（中村勝彦君） 平塚議長。
- 議長（平塚 悟君） 分かりました。

一応、審議会はあくまでも審議会、独立してご審議していただくということもありますし、市長への答申ということもあります。もろもろ物価も上がって厳しい折でもありますけれども、もちろんライフラインとしてちゃんと残していかなければならない、安全安心な事業を行っていかなくてはならないという部分もありますので。まずは、その審議会で丁寧なご説明をしていただくとともに、決めたことというのは、もちろん議会にも諮るし、市民にちゃんと適正に理解してもらえるような形で進めていただきたいと思いますので、要望として申し上げておきます。よろしくお願いいたします。

- 委員長（中村勝彦君） ほかに確認事項はございますか。

佐藤委員。

- 委員（佐藤浩美君） 今のスケジュールというところで、下水道のほうは2年ぐらいのうちというふうにおっしゃいましたか。それで、先ほど、でも、第2回のこの間、8月29日に審議会をして、パブリックコメントを募集するとおっしゃいましたよね。それはどういうパブリックコメントなのでしょうか。
- 委員長（中村勝彦君） 杣野上下水道課長。
- 上下水道課長（杣野 栄君） お答えをいたします。

下水道事業につきましては、経営戦略という経営の計画を立てることになってございまして、これを11月ぐらいまでには作成をするという目標で行っております。これは国や県からの指導で期日を定められているため、このようなスケジュールになってございますが、それに伴いまして、審議委員さんの審議、それからパブリックコメントを募集させ

ていただく予定でございます。

また、今回つくります経営戦略に基づきまして、来年、6年度決算をまた見ながら、その計画でいいかどうかをチェックしながら、料金改定が必要なのか否かとか、改定するとすれば計画どおりでいいのかを判断していただきながら、最終的な決定の意見書などを頂くスケジュールでございます。

以上でございます。

○ 委員長（中村勝彦君） 佐藤委員。

○ 委員（佐藤浩美君） ありがとうございます。

市民の生活に直結することですので、慎重にやっていただければと思います。よろしくをお願いします。

○ 委員長（中村勝彦君） ほかに発言はございますか。

（発言する者なし）

○ 委員長（中村勝彦君） なければ、上下水道課は以上となります。

通告いただいたその他は以上になります。

それ以外に委員の皆様からその他の件で発言がございましたらお願いします。

（発言する者なし）

○ 委員長（中村勝彦君） なければ、この後、委員同士の打合せということで時間をいただきたいなと思います。所管事務調査を閉会中にやるかどうか、あとそういったところをしたいと思います。

では、ここからは意見交換をしながら、委員間討論をしたいと思いますので、お疲れさまでした。

休憩を取った後にお諮りした内容が、所管事務調査をどうするかというのと、あと研修は行くかどうか、あと、コロナの間にずっと休んでいたんですけども、当局との意見交換、反省会をどうするかを皆さんにお聞きしたいなと思います。その後、委員会を閉じた後に広報の編集について読み合わせをしたいと思います。

では、ここで休憩を取りまして、再開を3時といたします。

休憩 午後 2時45分

再開 午後 3時01分

○ 委員長（中村勝彦君） では、再開いたします。

まず、委員会開会中に2つ、皆さんにお諮りいたします。

研修の件と所管事務調査の件です。

国保について所管事務調査を今しております。前回も意見交換と各市の状況を調査したところであります。12月議会までの間に閉会中に開催する場合は、ここで決定をいただいて、議長に申入れをする必要がありますので、その件、皆さんからご意見いただきたいと思います。

小林委員。

- 委員（小林真理子君） 審議会が動いているので、その審議会の進捗を聞くとかでもいいのではないかなと思います。

- 委員長（中村勝彦君） ほかにございますか。

（発言する者なし）

- 委員長（中村勝彦君） 国保については、今発言がございました、審議会等、情勢は動いておりますので、逐一、情報収集をする必要があるということで、閉会中も所管事務調査を申し入れるということでよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- 委員長（中村勝彦君） ご異議の声が聞こえませんが、皆さんでまた情報収集しながら意見交換をという形で進めてまいりたいと思います。

あと、研修についてであります。

いろいろ所管事務調査もやってまいりましたが、県外研修等も含め、研修の希望がある場合はここで議長に申入れをしなければいけないと思いますが、何かテーマのある方がおりましたら、お願いしたいと思います。

日向委員。

- 委員（日向 正君） まだ確固たるものじゃないんですけども、厚生経済という委員会ですから、厚生は今、国保とかいろいろテーマはあるんですけども、経済について、観光とか商業とか工業とか、そういう分野で何か研修が1個できないかなというか、そういう思いはあります。参考というか、したいなと思います。

- 委員長（中村勝彦君） ほかにございますか。

（発言する者なし）

- 委員長（中村勝彦君） 急な投げかけでしたので、申し訳なく思います。議会閉会中までにはまた開催できますので、可能性はあるにしても、閉会までにいい案が提示できな

ければ、今回はちょっと難しいかなと思いますが、また分科会等の後、時間もありますので、そういったときにご意見を寄せていただきたいと思います。決定は今議会閉会までにできればと思います。

では、今日は投げかけまでということで、今出た意見は、経済についてということもあるのではないかとこのところが今日の時点の話としたいと思います。

ほかに皆様からはございますか。

岡部委員。

- 委員（岡部紀久雄君） ちょっと1点、的が外れるかもしれませんが、それぞれ皆さんにちょっと聞きたいのは、フルーツマラソンがあったじゃないですかね、フルーツマラソンが今までずっと5年とか7年やってきたでしょう。それが知らない間になくなってしまって、どういう理由で私もフルーツマラソンをやらないことになったのか、それぞれみんな委員としてどう、皆さん、今の状態でこうだよという説明ができる人いますか。なくなった理由。

今まではほら何かね、インターネットじゃないけれども、だんだんしぼんできて、それで、普通であればそれがまた復活してね、今までやってきたのがあるからできるんだけど、あれ結構4,000人とか5,000人来ていたでしょう、フルーツマラソンでね。それで山梨市のほうの巨峰マラソンは実施しているんですよ、ちゃんと今年もやっている。だけれども、こっちのほうはやめてしまったのはどうしてかということをスポーツ屋さんからも聞かれて、いろいろね、理由がね。だけれども、コロナの関係でちょっと休んでいるのではないの言ったけれども、もう復活はしていないんでしょう、今の状況だと。

- 委員長（中村勝彦君） 前回、大村課長から説明があったところですけども、せっかくのいろいろなもろもろの意見交換もあろうかと思いますので、休憩を取りまして、委員さん同士で自由な意見交換の時間をつくりたいと思います。

休憩いたします。

休憩 午後 3時07分

再開 午後 3時13分

- 委員長（中村勝彦君） 再開いたします。

ほかにご発言はございますでしょうか。

（発言する者なし）

○ 委員長（中村勝彦君） なければ、ここで一度、委員会を閉めたいと思います。

発言を打ち切ります。

以上をもって、その他案件について終了いたします。

閉会に当たりまして、副委員長より発言をお願いいたします。

○ 副委員長（矢崎友規君） 連日、長時間にわたりお疲れさまです。

この後、少し広報について、座談会の原稿ができていますので、皆さんにご確認いただきながら、いま少しお時間いただけたらと思います。

以上をもちまして、厚生経済常任委員会を閉会といたします。

〔散会 午後 3時14分〕